

交通環境対策アクションプラン

2010



近畿運輸局
神戸運輸監理部

表紙の写真は平成21年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰受賞者です

(株)カシックス …… 業界初の排出権取引制度を利用して「カーボンオフセット車」を運行(上段 左)

三菱倉庫(株)大阪支店 …… 省エネ型の配送センター倉庫を建設(上段 右)

阪神電気鉄道(株) / 西大阪高速鉄道(株) …… 環境負荷軽減に配慮した新型車両を新造(中段)

琵琶湖汽船(株) / (株)空兵衛造船所 …… 環境に配慮した新造船を建造(下段 左)

金田運輸(株) …… 高い環境意識のもと早期にハイブリッド車を導入(下段 右)

目 次

まえがき	1
平成22年度環境行動計画(一覧)	2
平成21年度環境行動計画の取り組み及び評価(一覧)	6
平成22年度環境行動計画の重点事項	10
平成21年度環境行動計画の重点事項への取り組み及び評価	11
平成22年度環境行動計画(交通環境対策の4本の柱)	14
・地球温暖化問題への取り組み	15
1.自動車交通対策	15
(1)低公害車の普及等	15
自動車グリーン税制・自動車重量税等の減免の活用	
近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動の推進	
(2)交通流対策	18
連続立体交差化事業の推進	
2.環境負荷の小さい交通体系の構築	18
(1)公共交通機関の利用促進	18
地域の公共交通の活性化・利用円滑化	
1)地域公共交通の活性化・再生の推進	
低炭素地域づくり面的対策推進事業の推進	
バリアフリー施策の推進	
1)旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	
2)基本構想策定支援	
3)バリアフリー教室の開催	
4)交通のバリアフリー化に貢献のあった方々に対する顕彰	
5)その他	
(2)モビリティ・マネジメントの推進	23
モビリティ・マネジメント施策(MM施策)の推進	
エコ通勤の推進(職場交通マネジメントの推進)	
(3)モーダルシフト、物流の効率化等	25
グリーン物流パートナーシップ推進事業の促進	
グリーン物流セミナーの開催	
流通業務総合効率化事業の推進	
多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進	
3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)事業の促進及び人材育成の推進	
営業倉庫における省エネ設備・技術の導入促進	
(4)環境に優しい事業運営の推進	29
運送事業者のグリーン経営の推進	
EMS(エコドライブ管理システム)の普及・支援	
自動車整備事業者等に対する顕彰	
優良自動車運送事業者に対する顕彰	
内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援策の推進	
スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進	
船舶版アイドリングストップの推進	

環境対策セミナーの開催	
(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	32
(6) 出前講座等による啓発活動の推進	33
出前講座の実施	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
交通エコロジー教室	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
エコドライブの啓発	
3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	36
(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進	36
. 大気汚染問題への取り組み	37
1. CNGトラック・バスの導入促進	37
(1) 普及啓発活動の推進	37
2. 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導の実施	37
3. ディーゼル車の点検の実施等	39
(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施	39
(2) 市民黒煙モニター制度の活用	40
4. 街頭検査の実施	40
5. 国道43号等の沿道における環境改善	41
(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーンの実施	41
(2) 迂回運行の要請	42
6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施	42
. 循環型社会の形成に向けた取り組み	43
1. 自動車リサイクルの円滑な推進	43
(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施	43
(2) 自動車整備事業者における対応	44
自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進	
自動車分解整備事業者等に対する業者登録の指導	
2. FRP船リサイクル	45
FRP船リサイクルの推進	
. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	46
1. 海洋汚染問題への取り組み	46
外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化	
海洋汚染防止設備の立入検査の実施	
廃油処理事業者への指導	
油濁防止管理者養成講習の実施	
入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等の実施	
2. プレジャーボート関係利用環境対策	48

まえがき

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであります。地球温暖化対策は、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行いながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直すことを迫るものであり、その意味で1997年の京都議定書の採択は転換点となるものであります。

京都議定書では、気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な温室効果ガスの排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束しており、現在、CO₂を含む温室効果ガスの排出量を基準年(1990)に対して、2008年～2012年までに6%削減することを目指し、さまざまな取り組みが展開されています。

また、平成21年12月には、コペンハーゲンでCOP15が開催され、わが国は、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築、及び意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出量を2020年までに90年比で25%削減する目標を表明しました。

国土交通省は、美しく良好な環境の保全・再生・創造を国土交通行政の最重要テーマの一つとして、積極的な取り組みを行ってまいりました。2010年3月に一部改訂された国土交通省環境行動計画では、「環境と経済・社会を統合的に向上させていくという視点」、「総合的・連携性という視点」、「人や企業の行動に働きかけるという視点」及び「面的広がり(圏域) 時間的広がり(時間軸)の視点」の4つの視点を基本的な考え方とすることにより、国土交通行政のグリーン化の定着を目指すことを掲げています。

このような状況の中、近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、国民の期待に応えるため近畿地域における交通環境問題に対して真摯に向き合い、関係自治体、関係団体等と連携し、CO₂等の温室効果ガスの削減目標を達成するため、交通関係の削減対策を行ってまいります。

平成22年度 環境行動計画

項	目	具体的内容	参照頁
地球温暖化問題への取り組み	1. 自動車交通対策	近畿低公害車導入促進協議会による低公害車の普及啓発活動の推進を図ります。	15
		連続立体交差化事業を推進し、踏切の除去により周辺道路の渋滞緩和を図ります。	18
	2. 環境負荷の小さい交通体系の構築 (1) 公共交通機関の利用促進	公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。	18
		環境省と連携して、公共交通の利便性向上策や未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用等の面的な対策を低炭素地域づくり的対策推進事業として支援します。	19
		バリアフリー新法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。	21
	(2) モビリティ・マネジメントの推進	環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。	23
		「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所への積極的な支援を行います。	24
	(3) モーダルシフト、物流の効率化等	荷主企業やトラック事業者等物流事業者に対し、鉄道や海上輸送への転換を推進するグリーン物流パートナーシップ事業の促進を図ります。又、グリーン物流セミナーを開催します。	25
		効率的で環境負荷の小さい物流の構築を目指し、流通業務総合効率化事業の推進を図ります。	26
		物流事業者や荷主企業、関係自治体等多様な関係者の連携による物流連携効率化推進事業の取り組みを支援します。	27
		3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)事業の促進及び人材育成の推進を図ります。	27
		営業倉庫における省エネ設備・技術の導入促進を支援します。	28
	(4) 環境に優しい事業運営の推進	グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。	29
		EMS(エコドライブ管理システム)の普及・支援に取り組みます。	29
		循環型社会形成に向け、環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰し、より一層多くの事業場等に拡大されるよう推進を図ります。	30
		低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図ります。	30
		内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援策の推進を図ります。	30
		電気推進システムを採用した環境に優しく経済的な船舶(スーパーエコシップ)の導入の推進を図ります。	31
		船舶が停泊中に必要な電力を自家発電から陸上電力供給への転換を推進する船舶版アイドリングストップの推進を図ります。	31
		物流事業者を対象に、環境対策セミナーを開催し温室効果ガスの削減につながるよう省エネ対策の推進を図ります。	31
	(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。	32
	(6) 出前講座等による啓発活動の推進	小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座の取り組みを進めます。	33
		交通がもたらす環境への影響に対する理解と環境負荷の小さい移動のために個人がなし得ることの認識を深め、又、青少年を対象に海の交通が社会に果たしている役割やエコロジー面ではモーダルシフトが進められていること等への理解を深めるための教室を開催します。	35
		イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。	36
	3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	36

は重点事項

項	目	具体的内容	参照頁
. 大気汚染問題への取り組み	1. CNGバス・トラックの導入促進	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会の活動を中心に、低公害車普及促進に関する説明会や展示・試乗会等の実施、普及啓発ツールの作成、低公害車PRコーナーの常設等啓発活動の推進を図ります。	37
	2. 自動車Nox・PM法に基づく事業者指導の実施	自動車Nox・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者の自動車使用管理計画書の提出等指導を実施します。	37
	3. ディーゼル車の点検の実施等	6月及び10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーン展開し、街頭検査等を実施及び地方自治体と連携した市民黒煙モニター制度を活用し、迷惑黒煙の改善に取り組みます。	39
	4. 街頭検査の実施	安全確保、環境保全のため定期的街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除を目指します。	40
	5. 国道43号等の沿道における環境改善	尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。又、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。	41
	6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。	42
. 循環型社会の形成に向けた取り組み	1. 自動車リサイクルの円滑な推進	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。又、自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進等を図ります。	43
	2. FRP船リサイクル	FRP船リサイクルシステムの利用促進と自治体による廃船処理システムの活用を促進します。	45
. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	1. 海洋汚染問題への取り組み	外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化を図ります。 実施目標隻数:785隻(近畿運輸局500隻、神戸運輸監理部285隻)	46
		海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。	46
		廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立入等により、廃油の適正な処理が行われるよう指導します。	47
		船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。	47
		船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのP!保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。	47
	2. プレジャーボート関係利用環境対策	プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、又、水上バイクの水域利用に関するルール、マナー啓発活動を実施します。	48

平成21年度環境行動計画の取り組み及び評価

項目	目標	達成状況	参照頁
地球温暖化問題への取り組み	1. 自動車交通対策	近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動を推進します。 自治体等が開催する環境関係イベントに参画し、低公害車の普及啓発活動を実施しました。	15
	2. 環境負荷の小さい交通体系の構築 (1) 公共交通機関の利用促進	連続立体交差化事業を推進し、踏切の除去により周辺道路の渋滞緩和を図ります。 公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。 地域公共交通総合連携計画が策定された35の地域において、地域の実情に応じた公共交通利用促進事業が実施されています。	18 19
	(2) モビリティ・マネジメントの推進	環境省と連携して、公共交通の利便性向上策や未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用等の面的な対策を低炭素地域づくり面的対策推進事業として支援します。 継続事業として、京都市圏、尼崎市、堺市又、新規事業として、神戸市西区、大阪中之島、池田市において計画の策定について支援し、取り組みが進められました。	20
		パリアフリー新法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。 旅客施設、とりわけ鉄道駅については全事業者を対象として聞き取り調査を実施し、整備困難駅等の整理ができました。また、バス車両等のパリアフリー化も補助制度により整備が進みました。	21
		環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。 京都市におけるモビリティ・マネジメントの推進についての事例を報告し、情報の共有を図りました。	23
	(3) モーダルシフト、物流の効率化等	「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所への積極的な支援を行います。 エコ通勤に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進している管内35事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証、登録を行いました。	24
		荷主企業やトラック事業者等物流事業者に対し、鉄道や海上輸送への転換を推進するグリーン物流パートナーシップ事業の促進を図ります。又、グリーン物流セミナーを開催します。 関西グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、3件の推進事業に取り組みました。又、フェリー・RORO船及び鉄道へのモーダルシフトを推進するためセミナーを開催しました。	25
		効率的で環境負荷の小さい物流の構築を目指し、流通業務総合効率化事業の推進を図ります。 流通業務効率化計画の認定を7件行い、事業の推進を図りました。	26
		物流事業者や荷主企業、関係自治体等多様な関係者の連携による物流連携効率化推進事業の取り組みを支援します。 適切な物流連携効率化推進計画の策定に向けて関空ECO輸送推進協議会事業について、指導、助言、評価等を行いました。	27
	(4) 環境に優しい事業運営の推進	3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)事業の促進及び人材育成の推進を図ります。 3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)事業促進のための各種ガイドラインの説明や事業の推進並びに人材育成の必要性について講演等を行いました。	27
		グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。 グリーン経営認証制度の説明会を年4回開催し、制度の普及を図りました。今後も引き続き制度の普及を図っていきます。	29
		EMS(エコドライブ管理システム)の普及・支援に向けて説明会等を開催し広報活動を行います。 EMS普及事業講習会で広報活動を行い、5事業者、633台についてEMS普及事業実施計画認定を行いました。	29
		循環型社会形成に向け、環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰し、より一層多くの事業場等に拡大されるよう推進を図ります。 環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等362事業場を表彰しました。	30
		低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図ります。 自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者70事業者を表彰し、環境対策の意識向上を図ることができました。	30
		国内海上輸送の省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取り組みの推進を図ります。 省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向け、10隻のフェリー及び1隻の内航船で実証実験を実施しました。	30
		電気推進システムを採用した環境に優しく(経済的な船舶(スーパーエコシップ)等の導入推進を図ります。 管内事業者において、平成21年度に2隻が就航し、合計では4隻となり、スーパーエコシップの普及は軌道に乗りつつあります。	31
		大型フェリーやRORO船が停泊中に必要な電力を自家発電から陸上電力供給への転換を推進する船舶版アイドリングストップの推進を図ります。 実証実験の取り組みとして、大型フェリーに陸上から大容量の電力を供給する陸電システムを導入しました。	31
	(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	物流事業者を対象に、環境対策セミナーを開催し温室効果ガスの削減につながるよう省エネ対策の推進を図ります。 環境対策における各種支援措置や神戸市のモーダルシフト補助制度を紹介するセミナーを開催しました。	31
		交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。 5事業(7事業者)を表彰し、取り組み事例を一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができました。	32

は重点事項

項目	目標	達成状況	参照頁	
	(6) 出前講座等による啓発活動の推進	テーマ毎に小・中学校の総合学習を支援する取り組みを進めます。また、観光、物流、環境、交通バリアフリー等をテーマに小・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座の取り組みを進めます。	地方自治体との連携した体験航海の実施や日本国際協力機構の外国人研修員に対して自動車検査制度の講義や見学を行うなど、国際協力も行いました。	33
		交通がもたらす環境への影響に対する理解や海の交通が社会に果たしている役割等への理解を深めるため教室を開催します。	小学生の親子に電車、バス及びフェリーを使ったCO2排出量の削減効果や、公共交通を利用することの大切さ等の理解を深めることができました。	35
	3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	改正省エネルギー法に基づき、特定輸送事業者に指定された輸送事業者に対し省エネ対策の推進を図ります。	特定輸送事業者3社に対し省エネ対策の実態調査を実施しました。今後は、取り組み内容を事業者間で共有することにより省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	36
・大気汚染問題への取り組み	1. CNGトラック・バスの導入促進	低公害車普及促進に関する説明会や展示・試乗会等の実施など啓発活動の推進を図ります。	低公害車普及促進に関する説明会や展示・試乗会等の実施など啓発活動の推進により保有台数は増加しています。	37
	2. 自動車Nox・PM法に基づく事業者指導の実施	自動車Nox・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者の自動車使用管理計画書の提出等指導を実施します。	未提出事業者等に督促するとともに、指導をおこないました。	37
	3. ディーゼル車の点検の実施等	6月及び10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーンを展開し街頭検査等を実施します。又、地方自治体と連携した市民黒煙モニター制度を活用し、迷惑黒煙の改善に取り組みます。	ディーゼルクリーン・キャンペーン及び迷惑黒煙通報制度を活用して一般ユーザーに黒煙の有害性、改善策について周知するとともに、電光掲示板、チラシの配布等により広報活動を行いました。又、市民黒煙モニター制度により通報された迷惑黒煙排出車両の使用者に対し、車両の改善をするよう指導を行いました。	39
	4. 街頭検査の実施	安全確保、環境保全のため定期的街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除を目指します。	該当検査の充実・強化を図り、検査目標台数13,300台に対して14,937台の検査を実施しました。	40
	5. 国道43号等の沿道における環境改善	尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンとして毎月2回の街頭検査を計画し、取り組んでいきます。又、迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。	毎月2回の街頭検査を計画し、15回、147台に対し街頭検査を実施しました。又、交通需要縮減キャンペーンを実施し、トラック事業者等に阪神高速湾岸線への迂回要請を行いました。	41
	6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。	700隻の外国船舶に対してポートステートコントロール(PSC)を実施し、79件の欠陥を指摘し改善指導を行いました。	42
・循環型社会の形成に向けた取り組み	1. 自動車リサイクルの円滑な推進	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。又、自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進を図ります。	一時抹消登録車両の大量所有者の大幅な減少など適正な解体処理が進んでいると思われます。また、自動車分解整備事業者等に対し、リサイクル部品の利用促進を自動車ユーザーに働きかけるよう周知を行いました。	43
	2. FRP船リサイクル	FRP船リサイクルシステムの利用促進と自治体による廃船処理システムの活用を促進します。	一般ボートユーザーに対し、自治体ホームページ等で周知広報活動を行い、207隻のリサイクルシステムの利用がありました。	45
・海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	1. 海洋汚染問題への取り組み	外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化を図ります。実施目標隻数：785隻(近畿運輸局500隻、神戸運輸監理部285隻)	強化重点を絞ったポートステートコントロールを実施した結果、欠陥の指摘及び是正指導隻数が多くあり海洋汚染の防止を図ることができました。実施隻数：700隻(近畿運輸局415隻、神戸運輸監理部285隻)	46
		海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。	内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施しました。立入検査数：63隻(近畿運輸局44隻、神戸運輸監理部19隻)	46
		廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立入等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。	全廃油処理事業者に対し立入検査を実施し、点検指導を行いました。立入検査数：16(近畿運輸局12、神戸運輸監理部4)	47
		船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務管理を行う油濁防止管理者を養成する講習を実施します。	神戸運輸監理部において、油濁防止管理者養成講習を実施しました。講習修了者：21名	47
	船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのP1保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。	船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し保障契約を締結していない船舶等に対して行政命令を発出しました。立入隻数：477隻(近畿運輸局261隻、神戸運輸監理部216隻)	47	
2. プレジャーボート関係利用環境対策	プレジャーボート等による騒音問題等に対処するため、自治体、マリン関係団体等関係者と意見・情報交換を行い、関係機関と必要な対応の検討を進めます。	関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行いました。	48	

平成 22 年度環境行動計画の重点事項

1. 低公害車の導入・普及促進・・・P 15～17

低燃費・低排出ガス認定車等に係る自動車グリーン税制（自動車税）及び昨年度から始まった自動車重量税・自動車取得税の減免を活用し、また、近畿低公害車導入促進協議会（構成員：国、地方自治体、関連団体、エネルギー供給者等）や自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、低公害車を広く一般にPRするとともに普及促進を図ります。

2. エコ通勤の推進・・・P 24～P 25

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図る「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所を積極的に支援するとともに、国土交通本省が平成 21 年 6 月に創設した「エコ通勤優良事業所認証制度」により、今年度は 15 件の新規認証を目標として普及啓発に取り組みます。

3. 多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進・・・P 27

空港等の物流拠点周辺や都市部など物流が輻輳した地域等において、荷主、物流事業者、関係自治体等、物流に係る多様な関係者が輸送ルートの集約、輸配送の共同化等、物流効率化対策を連携して講じる取り組みを支援します。

4. 運送事業者のグリーン経営の推進・・・P 29

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。今年度は、全業種で 150 事業所の認証、トラックについては、今後 2 年間で運送事業者の 10% に相当する事業所がグリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努めます。

5. 内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援策の推進・・・P 30～P 31

燃焼効率や推進効率を向上させる機器や運航効率を向上させる船体改造・改修など先進的な省エネ化の取組を支援することで、フェリーなどの海上交通の低炭素化を促進します。

なお、平成 21 年度 2 次補正予算で新たに海上交通低炭素化促進事業費補助制度が設けられ、平成 22 年度において事業執行することとなっています。

平成21年度環境行動計画の重点事項への取り組み及び評価

1. 低公害車の導入・普及促進

低燃費・低排出ガス認定車等に係る自動車グリーン税制(自動車税)及び昨年度から始まった自動車重量税・自動車取得税の減免を活用して、低公害車の普及促進を図りました。

グリーン化(自動車税)及び低燃費かつ低排出ガス車に係る特例措置

軽課・軽減 適用期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日

対象：①電気自動車(燃料電池自動車を含む)、一定の排出ガス性能を満たすCNG自動車
 → 自動車税：概ね50%軽減
 ②普通自動車、小型自動車であって、一定の基準を満たしたもの
 → 自動車税の軽減は以下の表による

<軽減・軽減対象等>

	平成22年度燃費基準 +15%、+20%達成車	平成22年度燃費基準 +25%達成車
☆☆☆☆車  (注1)	(自動車税) 税率を概ね25%軽減	(自動車税) 税率を概ね50%軽減

(注1) ☆☆☆車：平成17年排出ガス基準から75%以上低減した乗用自動車等

**[自動車重量税][自動車取得税]
が免除・軽減されるエコカー**

免除・軽減対象車と軽減率

	次世代自動車*	低燃費・低排出ガス認定車 (乗用車・軽自動車等)		重量車 (日本自動車工業会が認定するディーゼル車のバス・トラック等)	
	電気自動車 (燃料電池自動車) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル自動車 ハイブリッド自動車 天然ガス自動車	 平成17年排出ガス基準 75%以上達成車 	 平成17年排出ガス基準 75%以上達成車 	平成21年 排出ガス規制適合車 	 平成17年 排出ガス規制適合 車 
自動車重量税	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減
自動車取得税 (軽車に適用)	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減

2. エコ通勤の推進

各種協議会等の場において、エコ通勤の取り組みに対しPRを行った結果、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組を自主的かつ積極的に推進している管内35事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証、登録を行うことができました。

府県	登録番号	事業所名	登録日	府県	登録番号	事業所名	登録日
1	京都 26-0001	株式会社京都衛生開発公社	H21.7.31	26	大阪 27-0022	(堺コンビナート)株式会社種水化成品堺	H21.9.30
2	京都 26-0002	株式会社はてな 本社	H21.8.31	27	大阪 27-0023	(堺コンビナート)ユニテック株式会社	H21.9.30
3	京都 26-0003	株式会社米田組	H21.10.30	28	大阪 27-0024	シャープ株式会社 八尾事業所	H21.11.30
4	京都 26-0004	亀岡市役所	H22.3.31	29	大阪 27-0025-1	株式会社キャットアイ 本社	H22.1.29
5	大阪 27-0001	堺市化学工業団地協同組合	H21.7.31	30	大阪 27-0025-2	株式会社キャットアイ 河南工場	H22.1.29
6	大阪 27-0002	大阪府池田市役所	H21.7.31	31	大阪 27-0026	シャープ株式会社 平野事業所	H22.3.31
7	大阪 27-0003	昭和電機株式会社 大東工場	H21.8.31	32	兵庫 28-0001	株式会社神戸製鋼所 加古川製鉄所	H21.7.31
8	大阪 27-0004	田辺三菱製薬株式会社 加島事業所	H21.9.30	33	兵庫 28-0002	兵庫県豊岡市役所	H22.1.29
9	大阪 27-0005	株式会社シマノ 本社	H21.9.30	34	奈良 29-0001	斑鳩町役場 本庁舎	H21.7.31
10	大阪 27-0006	大阪府摂津市役所	H21.9.30	35	奈良 29-0002	奈良交通株式会社 本社	H22.3.31
11	大阪 27-0007	(堺コンビナート)シャープ株式会社堺コンビナート建設推進本部	H21.9.30				
12	大阪 27-0008	(堺コンビナート)シャープディスプレイロダクト株式会社	H21.9.30				
13	大阪 27-0009	(堺コンビナート)株式会社DNPカラーテック/堺	H21.9.30				
14	大阪 27-0010	(堺コンビナート)ロニングジャパン株式会社	H21.9.30				
15	大阪 27-0011	(堺コンビナート)日本通運株式会社シャープ大阪事業所	H21.9.30				
16	大阪 27-0012	(堺コンビナート)旭硝子株式会社堺工場出張所	H21.9.30				
17	大阪 27-0013	(堺コンビナート)長瀬産業株式会社堺営業所	H21.9.30				
18	大阪 27-0014	(堺コンビナート)ナガセケムテックス株式会社堺工場	H21.9.30				
19	大阪 27-0015	(堺コンビナート)凸版印刷株式会社エレクトロニクス事業本部堺工場準備室	H21.9.30				
20	大阪 27-0016	(堺コンビナート)株式会社関西エネルギーソリューション堺エネルギーセンター	H21.9.30				
21	大阪 27-0017	(堺コンビナート)栗田工業株式会社堺駐在所	H21.9.30				
22	大阪 27-0018	(堺コンビナート)株式会社堺ガスセンター	H21.9.30				
23	大阪 27-0019	(堺コンビナート)太陽日酸株式会社堺浜ファイナンスセンター	H21.9.30				
24	大阪 27-0020	(堺コンビナート)株式会社神鋼環境ソリューション高度処理水リサイクルセンター	H21.9.30				
25	大阪 27-0021	(堺コンビナート)小池産業株式会社	H21.9.30				

京都	4事業所
大阪	27事業所
兵庫	2事業所
奈良	2事業所
計	35事業所



3. 多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進

大阪南港～関空間における輸配送の共同化に取り組む関空 ECO 輸送推進協議会の事業について、適切な物流連携効率化推進計画の策定に向けて、必要な指導、助言、評価等を行いました。

今後、当該地域以外の物流が輻輳した地域等において、物流事業者や荷主企業、関係自治体等物流に係る多様な関係者の連携による新たな取り組みを支援し、促進していくことが課題です。

関空～南港間における航空貨物の共同輸配送の取組み
(平成21年度物流連携効率化推進計画策定調査実施計画認定事業)

背景・目的

- ・大阪南港地区と関西国際空港地区間の輸送において、フォワーダー各社が個々に配送しているため、特に関西空港貨物地区内において道路混雑・荷扱い待ち等が発生し、CO2排出量が増加しているとともに、円滑な物流が阻害されている。
- ・景気低迷により国際航空貨物量は減少し、航空フォワーダー各社の配送トラックの稼働率が低下している。

↓

物流事業者、荷主、地方公共団体等、物流に係る多様な関係者からなる協議会を設置し、解決策を検討。

↓

『物流連携効率化推進計画策定調査実施計画』の策定(H21.6.16)を受け、事業を実施

↓

輸配送の共同化により、物流効率化と環境負荷の軽減を図る。

協議会概要 (H21.5.19 設置)

名称: 関空ECO輸送推進協議会(事務局:関西国際空港株式会社)

委員: 関西国際空港(株)、(株)阪急エクスプレス、ケイアイロジスティクス(株)、関空運輸(株)、(社)関西経済連合会、大阪府、近畿運輸局 ほか

協議会 第1回(21.5.19) 第2回(21.7.28) 第3回(21.10.26) 第4回(22.3.18)

物流連携効率化推進計画策定調査事業

貨物運送事業者、荷主、地方公共団体等、物流に係る多様な関係者が連携のうえ、協議会を設置して、物流の効率化に向けた推進計画を策定するために行う調査事業で、国の認定を受け、補助金を交付する。

試験運行の実施結果等

実施時期及び参加者: H21.8.27～9.16の期間中、土日を除く15日間
・大阪南港に営業所を構えるフォワーダー12社のうち、4社

共同輸配送の効果:

- ・稼働効率の向上(稼働重量比較で約1.9倍の効率向上)
- ・トラック運行車両数の削減(約22%の運行数を削減)
- ・輸送コストの低減(キロあたり平均8.5円)
- ・CO2排出量の削減(約20%の削減) など

今後の課題・方向性:

- ・事前物量の正確な把握、現場の運用方法に沿った工夫改善
- ・稼働効率(容積率)の向上
- ・参加企業の拡大に向けた取組み(経済的メリットの拡大)

<今後の予定> 試験運行結果(課題)をクリアするため、荷台トラックを活用したサービスの商品化として「スペースチャーター便」を開発し、今後の本格的な事業を展開する
(「関空物流ニュービジネス促進事業(国際物流戦略チーム)」として認定(H22.1.20))

共同輸配送実施イメージ 大阪南港

↓

輸送共同化

↓

関西国際空港(KI)

試験運行実施風景 (空港上屋における取卸作業)

4. 省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取り組み

国土交通省海事局が実施する実証事業について、管内フェリー事業者への周知、連絡業務等を分担し円滑な実証実験の実施に協力しました。当局所管の全フェリー事業者（4社）の協力を得て、10隻のフェリーで実証実験を実施しました。また、神戸運輸監理部管内内航運送事業者1社に運航の効率化・高度化又は輸送サービスの向上等活性化に資する効果の高い取り組みについて実証事業を行いました。

省エネ運航等合理化支援・輸送サービス向上に向けた取組支援

1. 概要
国内海上輸送の運航の効率化・高度化、又は輸送サービスの向上等活性化に資する効果の高い取組について実証事業を行い、その普及を図る。

2. 事業内容の概要
国の行う実証事業（国10/10）
20年度第2次補正予算が、短期間（3月下旬のみ）の執行だったため対象外となった、当該期間外の造船所での改造・特別な改修等の先導的な取組、輸送サービスの向上・ビジネスモデルの転換等の活性化に資する取組を推進。



効率化の実証（運航費削減等）、活性化の実証（輸送サービスの向上等）

<p>設備の例 （共有建造以外を中心）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃焼効率向上装置 ・燃料油中に直接プラズマ放電を起こし、燃焼効率を高め、燃料費を削減 	+	<p>操船の例 （共有建造以外を中心）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロペラ前部放射状型取付翼 ・プロペラに入る流れを整えてプロペラ効率の向上、振動防止を実現し、推進力を向上 	<p>経済運航となる速度管理 各航行設備の操縦見直し AIS等IT化による高度化 （錯綜海域での速力向上）</p>
---	---	--	---

輸送サービス向上等の例

ETCやICカード化、予約・運賃システムの高度化
シャーシや特殊冷凍設備の導入による無人トラック航走へのビジネスモデル転換
港湾と海上のIT化、RFID導入による貨物の随時追跡や入港・荷役時間の短縮化
施設の共同利用、共同運航による効率化
気密性の高いコンテナ等、性能の高いコンテナ導入による陸送から海運へのシフト推進
高速道路料金引き下げの影響の特に大きい航路で、内航・フェリーに利用をシフトさせるための運賃・料金のあり方の検証

5. 低公害車普及促進対策

近畿低公害車導入促進協議会による啓発活動として、自治体等が開催する環境関係イベントに参画し、低公害車の普及啓発活動を実施しました。

これらの普及啓発活動を推進することにより、事業者や一般市民の低公害車に対する認識は徐々に深まっています。



平成22年度環境行動計画（交通環境対策の4本の柱）

近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、交通環境対策として、以下の4本の柱を軸に「近畿における交通環境対策アクションプラン」を策定し、積極的に取り組みを展開します。

・地球温暖化問題への取り組み

- ・低公害車の普及等
- ・連続立体交差化事業の推進
- ・地域の公共交通の活性化・利用円滑化
- ・低炭素地域づくりの推進
- ・バリアフリーによる公共交通利用促進
- ・エコ通勤の推進
- ・グリーン物流の推進
- ・環境に優しい事業運営の推進
- ・総合学習等による啓発活動の推進
- ・改正省エネ法による省エネ対策の推進



・大気汚染問題への取り組み

- ・CNGトラック・バス等の導入促進
- ・NOx・PM法に基づく事業者指導の実施
- ・ディーゼル車の点検の実施等
- ・街頭検査の実施
- ・国道43号等の沿道における環境改善
- ・船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施



・循環型社会の形成に向けた取り組み

- ・自動車リサイクルの円滑な推進
- ・FRP船リサイクルの普及啓発



・海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

- ・海洋汚染問題への取組の実施
- ・プレジャーボート関係利用環境対策の推進



なお、平成22年度交通環境対策アクションプランについては、個別の施策について未確定の事項があります。

・地球温暖化問題への取り組み

地球温暖化は全世界的な問題であり、早急な対策が必要である。

京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月策定、平成 20 年見直し）及び地球温暖化対策推進大綱（平成 14 年 3 月）等に基づき、運輸部門においてもCO₂の削減が必要となっている。

このため、自動車グリーン税制の活用等により、低公害車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進及びモーダルシフト、物流の効率化等の施策の推進により、環境負荷の小さい交通体系の構築を目指す一方、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、エネルギー使用の合理化を図る。

1．自動車交通対策

（1）低公害車の普及等

<近畿地区における低公害車導入目標>

国土交通省、経済産業省及び環境省は、平成 13 年 7 月に「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、平成 17 年度末までに全国で 1,000 万台以上の低公害車を普及させることを目標とした。これを受けて、近畿地区（近畿 2 府 4 県及び福井県）においては 150 万台以上を目標として「近畿低公害車導入促進協議会」を中心に普及活動に努めた結果、同年度末の低公害車保有車両数は約 190 万台を記録し目標を達成した。

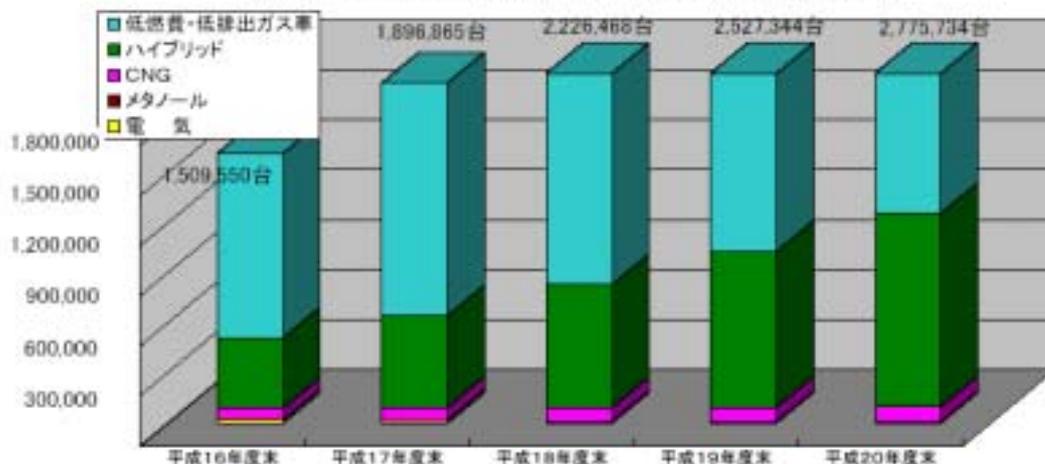
同協議会では、さらに低公害車の普及を推進するため、平成 18 年 6 月の総会において、短期目標として平成 18 年度末に 230 万台、中期目標として平成 20 年度末に 300 万台の近畿地区の低公害車導入目標を設定し、普及活動を展開してきた。平成 18 年度末の実績は 223 万台と短期目標に僅かに及ばなかったが、6 ヶ月遅れて平成 19 年 9 月末に達成することが出来た。また、平成 20 年度末の実績は 277 万台と中期目標の 300 万台に及ばなかった。今後も、目標の達成に向けて普及活動を強化していく必要がある。

低公害車

低公害車には次の種類がある。（低燃費かつ低排出ガス認定車を含む）

電気自動車	燃料電池自動車	圧縮天然ガス (CNG) 自動車	メタノール自動車	ハイブリッド自動車
<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスはゼロ ・航続距離が短い ・軽自動車を中心に普及 ・充電スタンドが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素と酸素の化学反応により発電し、原理的には水のみを排出する環境に優しい究極の低公害車 ・水素スタンドが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質 (PM) は排出せず、窒素酸化物 (NOx) は 7割以上低減 ・バス、トラックを中心に普及 ・天然ガススタンドが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質 (PM) は排出せず、窒素酸化物 (NOx) は 5割以上低減 ・トラックを中心に普及 ・メタノールスタンドが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・内燃機関とモーターの 2つの動力源を持つ ・ディーゼルを内燃機関とするハイブリッドバス・トラックにあっては NOx・PMとも減少 ・新たなインフラ整備の必要がない ・乗用車、バス、トラックに普及
				

近畿地区(福井県を含む)における低公害車数の推移



	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
電気	173	164	77	66	55
メタノール	0	0	0	0	0
C N G	4,582	5,148	5,627	5,868	6,104
ハイブリッド	28,331	36,626	49,249	62,347	77,461
低燃費・低排出ガス車	1,498,874	1,885,466	2,214,407	2,514,761	2,762,451
近畿 計	1,509,550	1,896,865	2,226,468	2,527,344	2,775,734

※ハイブリッドには低燃費かつ低排出ガス認定車以外も含むため、合計値は一致しない。

自動車グリーン税制・自動車重量税等の減免の活用

低燃費・低排出ガス認定車等に係る自動車グリーン税制(自動車税)及び昨年度から始まった自動車重量税・自動車取得税の減免を活用して、低公害車の普及促進を図る。

自動車税

1)	新車新規登録 (初度登録)	軽減される年度	軽減基準
	平成22年度 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)	平成22年度新車新規登録の自動車は平成23年度	平成22年度燃費基準+25%以上達成車(※1・2)
	平成23年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	平成23年度新車新規登録の自動車は平成24年度	概ね50%軽減

※1 ディーゼル車は「平成17年度燃費基準」と読み替えます。

※2 燃費基準を達成している場合、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

2) 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車(一定の排出ガス性能を満たすもの)

[自動車重量税][自動車取得税] が免除・軽減されるエコカー

免除・軽減 対象車と 軽減率	次世代自動車*		低燃費・低排出ガス認定車 (乗用車・軽自動車等)		重量車 (乗用車重量が2.0tを超えるディーゼル車の(CO2削減車))		
	電気自動車 (資料認定自動車を含む)	プラグインハイブリッド 自動車	クリーンディーゼル 自動車	ハイブリッド 自動車	天然ガス自動車	5つ星 54ppm-CO2車	4つ星 64ppm-CO2車
自動車重量税	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減
自動車取得税 (軽車に該当)	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減

近畿低公害車導入促進協議会による普及啓発活動の推進

近畿低公害車導入促進協議会（構成員：国、地方自治体、関連団体、エネルギー供給者等）において低公害車の普及・啓発活動、導入促進を図るとともに、自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、各種ツールにより低公害車を広く一般にPRする。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

近畿低公害車導入促進協議会による啓発活動として、自治体等が開催する環境関係イベントに参画し、低公害車の普及啓発活動を実施した。また、京都市で「交通エコロジー教室」を開催し、天然ガストラックの紹介及びパネル展示、リーフレット、啓発グッズの配布を行った。

これらの普及啓発活動を推進することにより、事業者や一般市民の低公害車に対する認識は徐々に深まってきている。



【交通エコロジー教室】

(2) 交通流対策

連続立体交差化事業の推進

高架化が完成予定となっている事業への対応等、引き続き連続立体交差化事業を推進し、踏切の除去により周辺道路の渋滞緩和を図る。

路線名	事業区間		除去予定踏切数	完成年度
	区間名	キロ数		
近鉄 奈良線	八戸ノ里～瓢箪山	3.3km	9箇所	平成23年度
南海 本線 本線 高師浜線	北助松～忠岡	2.4km	8箇所	平成27年度
	浜寺公園～北助松	3.1km	13箇所	平成31年度
	羽衣～伽羅橋	1.0km		
阪急 京都線 千里線 京都線	南方～上新庄	3.3km	6箇所	平成37年度
	天神橋筋六丁目～吹田	3.8km	11箇所	
	東向日～桂	2.0km	3箇所	平成27年度
阪神 本線 本線	住吉～芦屋	4.0km	11箇所	平成27年度
	甲子園～武庫川	1.87km	6箇所	平成30年度
山陽 本線	山陽明石～林崎松江海岸	1.9km	9箇所	平成24年度

【平成21年度の取り組み及び評価】

平成21年8月3日にJR阪和線東岸和田駅付近高架化事業に対し鉄道施設変更認可を行い、7箇所の踏切を除去する予定となっている。また、関西線奈良駅付近において平成22年3月に高架化が完成し、6箇所の踏切を除去することができた。連続立体交差化事業による踏切の除去については、概ね計画どおり進捗しており周辺道路の渋滞等を緩和した。

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) 公共交通機関の利用促進

深刻化する都市の交通渋滞を緩和し、交通環境負荷を低減する等交通分野における諸問題を解決するため、マイカーから鉄道、バス等の公共交通機関への利用転換を促進するための取り組みを推進する。

地域の公共交通の活性化・利用円滑化

地域再生の推進、急速な人口減少・高齢社会の到来、地球規模の環境問題といった我が国の主要な課題に的確に対応するとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインの考え方に基づく国民生活の質の向上を図るため、公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取組に対する総合的な支援を実施する。

1) 地域公共交通の活性化・再生の推進

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるバスの定時性・速達性の向

上、乗継ぎの改善、L R T（次世代型路面電車システム）やB R T（高次機能バスシステム）の導入等、地域公共交通のあらゆる課題に対して、当該地域にとって地域の実情に応じて最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って事業を推進する取り組みに対して地域公共交通活性化・再生総合事業等により総合的に支援する。

なお、近畿運輸局管内では、本年3月末までに51地域において地域公共交通総合連携計画が策定されている。（滋賀県7地域、京都府4地域、大阪府5地域、兵庫県15地域、奈良県12地域、和歌山県8地域）



【平成21年度の取り組み及び評価】

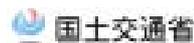
地域公共交通活性化・再生を推進する取り組みへの支援については、平成21年度中に新たに15地域にて検討・合意形成のうえ、地域公共交通総合連携計画が策定され、地域公共交通総合連携計画が策定された地域のうち35地域において、コミュニティバスの実証運行、地方鉄道の活性化、公共交通利用促進など地域公共交通活性化・再生に向けた取り組みが実施されている。

また、地方運輸局が主体となって地域関係者間でのコンセンサスづくり、取り組みの具体化、実現を図る「公共交通活性化総合プログラム」については、7地域での取り組みを支援した。

低炭素地域づくり面的対策推進事業の推進

環境省と連携して、公募により選定されたモデル地域において、公共交通の利便性向上策や、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用等の面的な対策について、CO2削減シミュレーションを通じ、実効性の高いCO2削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画の策定を支援する。

低炭素地域づくり面的対策推進事業



(22年度予算額630百万円、21年度予算額950百万円)

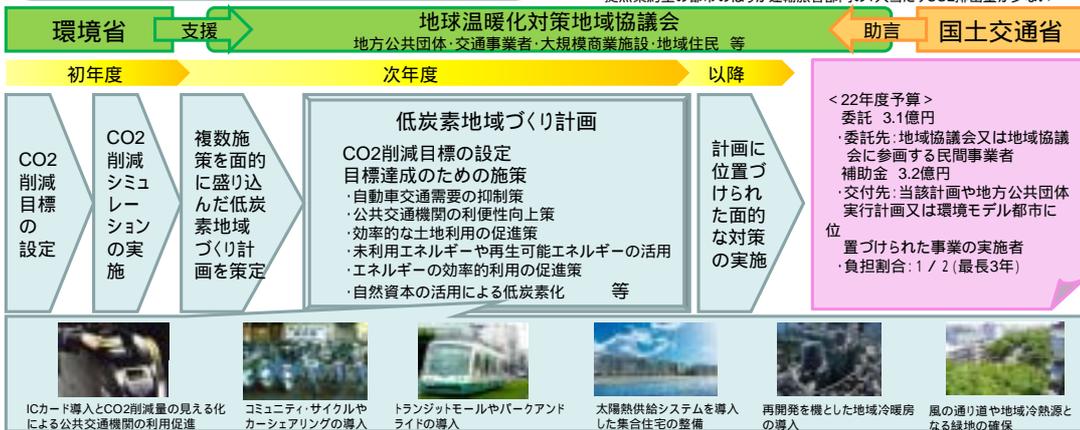
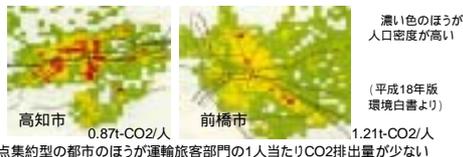
【目的】自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

- 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化

【背景】地球温暖化対策推進法改正(平成20年6月)
地方公共団体実行計画に以下について盛り込む

- ・自然エネルギー導入の促進
- ・事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善等

都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映



【平成21年度の取り組み及び評価】

< 継続事業 >

- ・京都都市圏(京都府)：かしこくクルマを利用するための情報提供、職場MMの実施、カーシェアリング、EVの普及等低炭素地域づくりの推進について支援を行った。
- ・尼崎市(兵庫県)：自動車から公共交通利用転換を図るため、バス乗り継ぎ情報の提供等CO₂削減シミュレーションの実施について支援を行った。
- ・堺市(大阪府)：地元住民や大学、行政、民間企業など多様な主体が連携し、低炭素地域の転換を図るための計画の策定について支援し、取組が着実に進められた。

< 新規事業 >

- ・神戸市西区(兵庫県)：西神ニュータウンや大規模工業団地を対象にコミュニティサイクル、送迎バスの導入検討や実証事業により低炭素地域づくりを推進するため支援し、取組が着実に進められた。
- ・大阪中之島(大阪府)：大阪中之島にある行政、民間企業、大学、市民が連携し、交通・エネルギー・自然資本の各分野での対策を推進し、大都市中心部における低炭素地域モデル実現のための計画策定について支援し、取組が着実に進められた。
- ・池田市(大阪府)：事業者や居住者・転入者を対象にMM及び公用車を活用したカーシェアリングの可能性を検証し、渋滞緩和と低炭素地域づくりを推進する計画の策定について支援し、取組が着実に進められた。

バリアフリー施策の推進

平成 18 年 12 月 20 日に施行されたバリアフリー新法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的なバリアフリー化の取り組みを引き続き進めていく。

1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

交通事業者による鉄軌道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化をより一層推進する。

なお、鉄軌道駅については、交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金等により、エレベータの設置等によるバリアフリー化を推進する。また、バリアフリー新法に基づく基本方針に定められている整備目標年の平成 22 年末までに、順次、鉄道事業者との調整、ならびに関係自治体との連携を図りながら整備を促進していく。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

旅客施設、とりわけ鉄道駅については、全事業者を対象とした聞き取り調査を実施し、平成 22 年の目標年度を迎える中で、整備困難駅等の問題点が整理できた。また、バス車両等のバリアフリー化は、公共交通移動円滑化設備整備費補助制度の助成により整備が進んだ。

以上により、近畿圏のバリアフリー化は、その他の大都市圏と比べても進んでいるが、目標達成に向け更なる取り組みが必要である。

2) 基本構想策定支援

市町村における基本構想策定協議会への参画、基本構想作成セミナー開催等により、基本構想策定を積極的に支援する取り組みを引き続き進めていく。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

新たに平成 21 年度は 4 構想（枚方市、守口市、八幡市、安土町）が策定された。また、平成 22 年 3 月 10 日、大阪市（4 局合同）において、バリアフリーなまちづくりを考えるつどいを開催した。守口市、富田林市、河内長野市、京田辺市、八幡市、橿原市、葛城市、草津市、大津市、安土町の基本構想策定協議会へ参画し、また、基本構想が未策定の泉大津市、南丹市、栗東市、広川町にプロモート活動を実施し、基本構想策定促進について積極的に働きかけを行った。現状においても、基本構想を策定していない自治体が多く、今後とも基本構想策定協議会への参画や支援セミナーの開催等、積極的な支援をより一層進める必要がある。

3) バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の擬似体験、介助体験等を通じて、お年寄りやお身体の不自由な方をサポートする「心のバリアフリー」を広げるため、近畿全府県でバリアフリー教室を開催する。また、神戸運輸監理部も平成 21 年度と同様にバリアフリー教室の開催に取り組み、多くの人に心のバリアフリーについての啓蒙を行う。

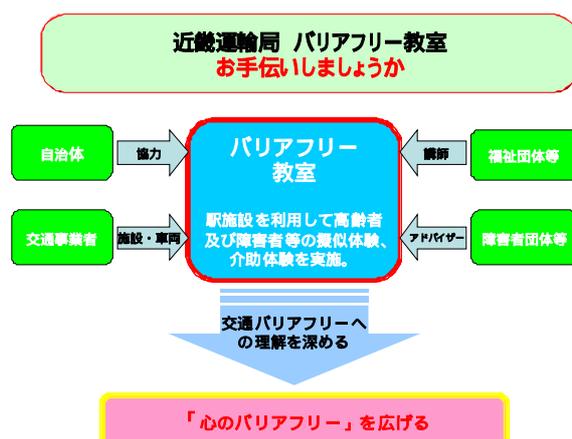
【平成 21 年度の取り組み及び評価】

（近畿運輸局）

H21.11.24 大阪府枚方市(近畿地方整備局近畿技術事務所) 18 名

H21.12. 9 京都府宇治市(宇治平等院参道)	32名
H21.11. 7 西宮市(阪神西宮駅)	42名
H21.11. 5 奈良県大和郡山市(大和郡山市立片桐西小学校)	91名
H21. 6.29 滋賀県高島市(高島市立高島小学校)	63名
H21.11.10 和歌山県海南市(海南市立北野上小学校)	22名
H22. 2.23 和歌山県海南市(海南市立南野上小学校)	18名
(神戸運輸監理部)	
H21. 7.17 神戸市(神戸港高浜岸壁及び「コンチェルト」船内)	38名
H21.11.27 神戸市(阪九フェリー船内)	63名
H22. 3.11 姫路市(姫路港湾合同庁舎及び姫路港旅客船ターミナル周辺)	25名

各運輸支局主導のもと、宇治市、海南市など、近畿2府4県でバリアフリー教室を7ヶ所で開催することができた。また、平成21年度は初めて近畿地方整備局と共催で開催し福祉タクシーへの乗降体験など、開催内容について、各運輸支局において開催場所や対象者等に工夫された取り組みが展開できた。神戸運輸監理部では、バリアフリー教室を3回開催したことにより、126名に心のバリアフリーについて啓蒙することができた。



4) 交通のバリアフリー化に貢献のあった方々に対する顕彰

バリアフリー化に関する優れた取り組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励するため、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長によるバリアフリー化推進功労者表彰を行う。

【平成21年度の取り組み及び評価】

平成21年9月4日、平成21年度近畿運輸局バリアフリー化推進功労者表彰として、柏原市、北大阪急行電鉄(株)、新日本海フェリー(株)、南海電気鉄道(株)を表彰し広くその功績を紹介し称えることができた。また、南海電気鉄道(株)が、国土交通大臣から、第3回国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰を受賞することができた。

5) その他

「交通消費者行政(連絡)会議」

平成22年度からは、原則バリアフリーを中心としたテーマで会議を開催する。会議の企

画運営は、地域毎の特性を見極め本局・支局が協議して開催地を定め、各支局隔年開催を目標に年3箇所程度の開催とする。

【平成21年度の取り組み及び評価】

近畿運輸局交通消費者行政会議等を近畿全府県で開催

平成20年度まで、交通アドバイザー会議を開催していたが、平成21年度は新たに、交通施策全般に係る利用者・消費者のニーズを把握するため、近畿全府県で近畿運輸局交通消費者行政会議等を開催し、その総括にあたる近畿運輸局交通消費者行政連絡会議でそのとりまとめを行い、関係部局へ報告した。

参考数値

鉄軌道（利用者数5千人以上・日のもの。）（段差解消）・鉄軌道車両

	近畿管内	全国	基本方針の目標	
	20年度末	20年度末	目標年	目標
鉄軌道駅	74.3%(68.4)	71.3%(67.3)	平成22年	100%
鉄軌道車両	30.1%(26.8)	41.3%(26.5)	(2010)	約50%

ノンステップバス等の車両数（全国）

（台）

年度	低床バス				リフト付バス		乗合バス 総車両数
	うちノンステップ		車両数	総車両数比	車両数	総車両数比	
	車両数	総車両数比					
18	10,389	17.7%	19,434	33.1%	743	1.3%	58,735
19	12,216	20.3%	22,578	37.5%	745	1.2%	60,252
20	13,822	23.0%	25,038	41.7%	800	1.3%	59,973

* ノンステップバス等の車両数（近畿）

（台）

年度	低床バス				リフト付バス		乗合バス 総車両数
	うちノンステップ		車両数	総車両数比	車両数	総車両数比	
	車両数	総車両数比					
18	2,154	24.1%	3,419	38.3%	187	2.1%	8,922
19	2,555	28.4%	4,020	44.7%	193	2.1%	8,995
20	2,893	32.2%	4,566	50.9%	179	2.0%	8,977

段差解消とは、バリアフリー新法に基づき移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等の適合をいう。

（2）モビリティ・マネジメントの推進

モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等、MM施策に係る期待は大きくなっている。今後、新たにMM施策を検討しようとする自治体等が増加すると考えられることから、『関西モビリティ・マネジメント研究会』を通じ、自治体、NPO等からの取り組み事例報告等情報交換を行うことにより、より効果的な施策が展開できるよう積極的な支援を行う。



【平成 21 年度の取り組み及び評価】

平成 22 年 1 月 25 日「地域公共交通活性化・再生セミナー」において、京都市における MM の推進についての事例を報告し、情報の共有を図った。環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等 MM 施策に係る期待は大きくなっており、自治体や NPO 等からの取り組み事例報告等さらなる情報交換を行う必要がある。

エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図る「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所を積極的に支援するとともに、国土交通本省が平成 21 年 6 月に創設した「エコ通勤優良事業所認証制度」により、今年度は 15 件の新規認証を目標として普及啓発に取り組みます。

随時申請募集中

エコ通勤優良事業所認証制度

平成 21 年度創設

エコに関する意識が高く、**エコ通勤を積極的に推進する事業所を認証する制度**です
 ・エコ通勤とは、**従業員の通勤手段をマイカーから公共交通や自転車などに転換することを促す取組み**です

認証機関：公共交通利用推進等マネジメント協議会
 有効期間：2年(1年ごとに取組み状況を報告)
 2回(2年分)の報告内容により、有効期間を2年延長
 申請窓口：近畿運輸局交通環境部環境課

「エコ通勤」の実施

認証対象：以下の基準を満たした事業所(行政機関を含む)
 エコ通勤推進担当者が指名されていること
 ・取組みの実施を統括し、取組みの円滑な推進を図る者とする)
 従業員の通勤実態を把握していること
 (クルマだけで人、鉄道/バスを使って人、バイクだけで人、自転車だけで人、徒歩だけで人等)
 エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること
 エコ通勤プランが作成されていること
 (エコ通勤プランは、通勤の現状と、申請後2年程度の取組みの目標と内容等を盛り込んで作成する(様式2))

の「具体的取組み」とは以下のいずれかを実施していること

ア. コミュニケーションアンケートの実施
 (個々の従業員の交通行動の転換を促すことをねらったアンケート)

イ. 従業員に対するエコ通勤の呼びかけ
 (例：公共交通情報の提供、チラシの配布、等)

その他エコ通勤に資する取組み
 (例：エコ通勤を促す通勤制度、自転車通勤の奨励、等)

ア及びイ. については、原則、過去1年以内の取組み、イ. については、申請時未継続している取組みが対象となる。

の「エコ通勤プラン」(例)

- 通勤の現状
 当事業所は、駅から2kmの位置にあり、また駅からはバス路線が存在する。そのような立地条件があるが、割の従業員がマイカーで通勤している。
- 取組みの目標
 ・マイカー通勤者を、2年間で、人まで減らす
 ・マイカー通勤者の割合が、月1回以上のエコ通勤を実施する
 ・社宅に導入している通勤バスを既に全居住者が利用しており、引き続き現在の水準を維持する
- 今後の取組み
 ・従業員に公共交通の時刻表や路線図を提供する
 ・半年に1度、エコ通勤や健康増進を目的とした講習会を実施する
 ・周辺事業所と連携し、通勤バスの共同運行を検討する

認証にかかる費用は**無料**です
 ・認証を受け、登録された事業所の情報は**ホームページ等で公表**します
 ・登録事業所には**賞状**が送付され、**ロゴマークの使用**が認められます
 ・報告されたCO2削減量は**京都府認定書目標達成計画の実施報告に算入**させていただきます

申請窓口・問い合わせ先
 近畿運輸局交通環境部環境課
 06-6949-6466
 メールアドレス：ko-koukan@kkt.mlit.go.jp
 参考url：<http://www.ecomo.or.jp/index.html>
 (交通エコロジー・モビリティ財団)

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

各種協議会等の場において、エコ通勤の取り組みに対しPRを行った結果、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進している管内 35 事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証、登録を行うことができた。

府県	登録番号	事業所名	登録日	府県	登録番号	事業所名	登録日
1	京都 26-0001	株式会社京都衛生開発公社	H21.7.3	26	大阪 27-0022	(堺コンビナート)株式会社種水化成品堺	H21.9.30
2	京都 26-0002	株式会社はてな 本社	H21.8.31	27	大阪 27-0023	(堺コンビナート)ユーテック株式会社	H21.9.30
3	京都 26-0003	株式会社米田組	H21.10.30	28	大阪 27-0024	シャープ株式会社 八尾事業所	H21.11.30
4	京都 26-0004	亀岡市役所	H22.3.31	29	大阪 27-0025-1	株式会社キャットアイ 本社	H22.1.29
5	大阪 27-0001	堺市化学工業団地協同組合	H21.7.3	30	大阪 27-0025-2	株式会社キャットアイ 河南工場	H22.1.29
6	大阪 27-0002	大阪府池田市役所	H21.7.3	31	大阪 27-0026	シャープ株式会社 平野事業所	H22.3.31
7	大阪 27-0003	昭和電機株式会社 大東工場	H21.8.31	32	兵庫 28-0001	株式会社神戸製鋼所 加古川製鉄所	H21.7.3
8	大阪 27-0004	田辺三菱製薬株式会社 加島事業所	H21.9.30	33	兵庫 28-0002	兵庫県豊岡市役所	H22.1.29
9	大阪 27-0005	株式会社シマノ 本社	H21.9.30	34	奈良 29-0001	斑鳩町役場 本庁舎	H21.7.31
10	大阪 27-0006	大阪府摂津市役所	H21.9.30	35	奈良 29-0002	奈良交通株式会社 本社	H22.3.31
11	大阪 27-0007	(堺コンビナート)シャープ株式会社堺コンビナート建設推進本部	H21.9.30				
12	大阪 27-0008	(堺コンビナート)シャープディスプレイプロダクト株式会社	H21.9.30				
13	大阪 27-0009	(堺コンビナート)株式会社DNPカラーテック堺	H21.9.30				
14	大阪 27-0010	(堺コンビナート)ユニオンジャパン株式会社	H21.9.30				
15	大阪 27-0011	(堺コンビナート)日本通運株式会社シャープ大阪事業所	H21.9.30				
16	大阪 27-0012	(堺コンビナート)旭硝子株式会社関西工場堺出張所	H21.9.30				
17	大阪 27-0013	(堺コンビナート)長瀬産業株式会社堺営業所	H21.9.30				
18	大阪 27-0014	(堺コンビナート)ナガセムテックス株式会社堺工場	H21.9.30				
19	大阪 27-0015	(堺コンビナート)凸版印刷株式会社エレクトロニクス事業本部堺工場準備室	H21.9.30				
20	大阪 27-0016	(堺コンビナート)株式会社関西エネルギーリユージョン堺エネルギーセンター	H21.9.30				
21	大阪 27-0017	(堺コンビナート)栗田工業株式会社堺駐在所	H21.9.30				
22	大阪 27-0018	(堺コンビナート)株式会社堺ガスセンター	H21.9.30				
23	大阪 27-0019	(堺コンビナート)太陽日酸株式会社堺派ファンガスセンター	H21.9.30				
24	大阪 27-0020	(堺コンビナート)株式会社神戸環境リユージョン高度処理水リサイクルセンター	H21.9.30				
25	大阪 27-0021	(堺コンビナート)小池産業株式会社	H21.9.30				

京都	4事業所
大阪	27事業所
兵庫	2事業所
奈良	2事業所
計	35事業所



(3) モーダルシフト、物流の効率化等

物流分野における環境負荷を低減させるため、以下の施策を推進する。

グリーン物流パートナーシップ推進事業の促進

平成 18 年度よりスタートしたグリーン物流パートナーシップ推進事業（普及事業）について、引き続き「関西グリーン物流パートナーシップ会議」等を通して、普及促進に取り組み、今年度は 5 件の推進決定を目標とする。

また、荷主企業と物流事業者の協働による CO2 排出削減プロジェクトに対し、鉄道・海上輸送へのモーダルシフト等、より環境負荷の軽減に効果のある事業の推進に重点を置き取り組む。

グリーン物流パートナーシップ推進事業

モーダルシフトや物流効率化を推進するためには、荷主企業と物流事業者の立場の違いの克服が課題。両者協働で行うプロジェクトを支援する「グリーン物流パートナーシップ会議」を平成 17 年 4 月に設立し、荷主・物流事業者の協働・連携による取組みを支援。

グリーン物流パートナーシップ会議（世話人：一橋大学 杉山学長）平成 17 年 4 月設立

主催：JLIS・日本物流団体連合会・経済産業省・国土交通省 協力：日本経済団体連合会 約 9,000 の企業・団体等が会員登録（H21.9現在）

会員：物流事業者・荷主企業・各業界団体・シンクタンク・研究機関・地方支分部局・地方自治体・個人 等

政策企画委員会：グリーン物流パートナーシップ会議全体のマネジメント、企業啓発や広報戦略等に関する政策的な観点からの企画・立案

事業推進委員会：普及事業の選定（推進決定）、表彰案件の選定、推進決定事業のフォローアップを通じた政策提言

平成 20 年秋より組織改編

グリーン物流パートナーシップ 荷主・物流事業者の協働による CO2 排出削減プロジェクトへの支援

普及事業【設備導入補助】（補助率 1/3・NEDO）天塚

CO2 排出量削減を実証的に行う事業を支援

CO2 排出量算定方法の標準化
・「ロジスティクス分野における CO2 排出量算定方法共同ガイドライン」を作成。

グリーン物流の普及拡大に向けた広報・企画等
・シンボルマーク・ロゴマークの作成。
・優良事業への大目録の作成・優良事例の創設。
・「グリーン物流パートナーシップ会議」を開催、優良事例の紹介や優良事業者への表彰式を実施。（第 5 回会議を平成 21 年 12 月 10 日に開催）

17 号 輸送効率化(共同輸送設備) 鉄道 海路へのモーダルシフト 風力発電による物流効率化



【平成 21 年度の取り組み及び評価】

平成 21 年 4 月 27 日に「関西グリーン物流パートナーシップ会議」を開催し、1 次募集にかかる申請案件 2 件について評価を行うとともに、中央のパートナーシップ会議に推薦し全て推進決定を受けた。また、2 次募集には 1 件の申請があり、これについても推進決定を受け、合計 3 件の推進事業に取り組んだ。次年度は、より多数の推進決定に向けて周知活動の早期着手、モーダルシフト等環境面での優位性の P R を重点的に取り組む。

グリーン物流セミナーの開催

鉄道及びフェリー・R O R O 船へのモーダルシフトを中心としたグリーン物流パートナーシップ推進事業の促進を図るため、関係団体、フェリー船社、鉄道事業者等と連携し、モーダルシフトの事例紹介や荷役作業の見学に加え、参加企業とフェリー船社等の意見交換会や相談会を組入れたグリーン物流セミナーを 2 回程度開催する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

平成 21 年 7 月 3 日に、フェリー・R O R O 船へのモーダルシフト促進を目的としたセミナーを開催し、81 団体、150 名の参加があった。また、平成 21 年 11 月 9 日には、鉄道へのモーダルシフト促進を目的としたセミナーを開催し、63 団体、120 名の参加があった。

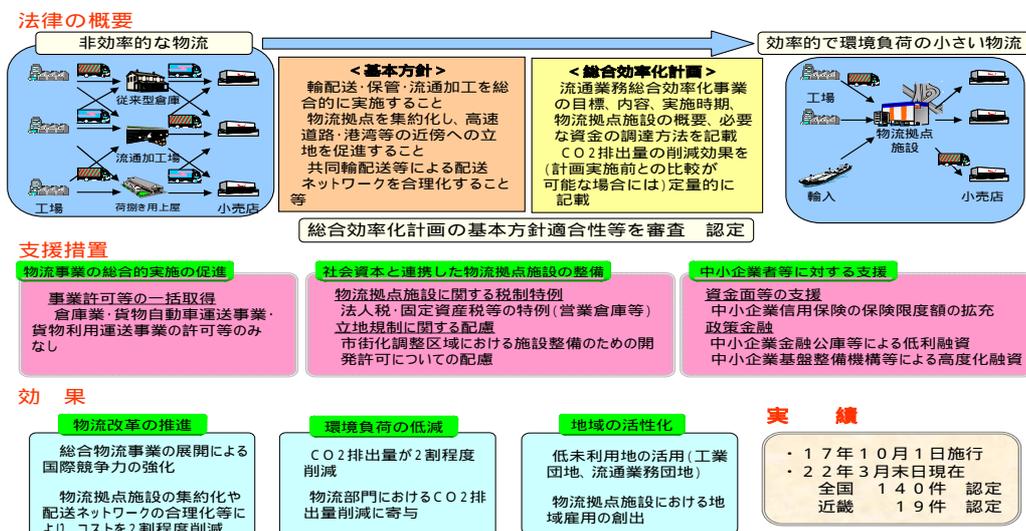
鉄道及びフェリー・R O R O 船へのモーダルシフトの事例紹介や鉄道貨物ターミナル駅構内及びフェリー船内における荷役作業の見学などを通じて、多くの荷主企業や物流事業者の方にグリーン物流パートナーシップ推進事業の必要性について理解を得ることができた。

今後は、セミナーに参加した荷主企業と鉄道事業者又はフェリー船社とをどのようにマッチングさせるかが課題である。

流通業務総合効率化事業の推進

関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化計画の認定及び普及を中心に取組み、昨年度以上の認定を目指す。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の概要



【平成 21 年度の取り組み及び評価】

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化計画の認定を計 7 件（近畿 4 件、神戸 3 件）行い、事業の推進を図った。

多様な関係者の連携による物流効率化事業の促進

「物流連携効率化推進事業費補助金」制度を活用し、物流拠点周辺や都市部など物流が輻輳した地域等において、物流事業者や荷主企業、関係自治体等多様な関係者が連携して取り組む輸送ルートの集約、輸配送の共同化、モーダルシフトの推進等物流効率化対策を支援、促進していく。

物流連携効率化推進事業費補助金

(22年度予算:90百万円)

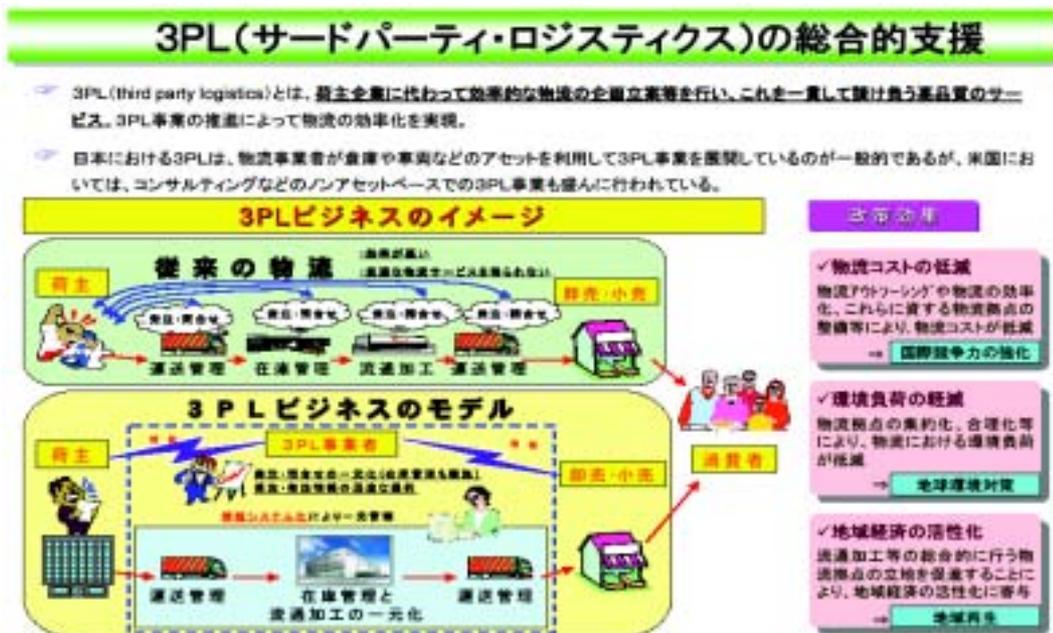


【平成 21 年度の取り組み及び評価】

事業公募の結果、関空 ECO 輸送推進協議会より応募があり、平成 21 年 6 月 16 日付けで物流連携効率化推進計画策定調査事業として認定を行い、同年 7 月 29 日付けで補助金の交付決定を行った。大阪南港～関空間における輸配送の共同化に取り組む関空 ECO 輸送推進協議会の事業について、適切な物流連携効率化推進計画の策定に向けて、必要な指導、助言、評価等を行った。今後、当該地域以外の物流が輻輳した地域等において、引き続き支援していくことが課題である。

3 P L (サード・パーティ・ロジスティクス) 事業の促進及び人材育成の推進

3 P L 事業に携わる関係者と意見交換の場を持つとともに、引き続き、倉庫協会、物流団体等が開催する講演会や研修会等において講師を派遣する等、各機会を活用して 3 P L 事業促進のためのガイドラインの周知、3 P L 事業の推進や人材育成等に取り組む。



【平成 21 年度の取り組み及び評価】

倉庫管理主任者講習会及び研修会、(社)日本ロジスティクスシステム協会他主催の物流講演会等、倉庫協会、物流団体等が開催する講演会や研修会などに講師を派遣し、3PL事業促進のための各種ガイドラインの説明や事業の推進及び人材育成の必要性についての講演等を行った。今後、3PL事業に携わる関係者の円滑な連携と事業促進の環境整備が課題である。

営業倉庫における省エネ設備・技術の導入促進（新規）

NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構）のエネルギー使用合理化事業者支援事業による補助金制度について、機会ある毎に周知を行い、営業倉庫等における照明機器・変圧器等の省エネ設備及び機器の導入を積極的に支援する。

営業倉庫における省エネルギーの取組

営業倉庫における省エネ設備・技術導入支援

営業倉庫に供する施設に現に設置されている設備を省エネ化する事業のうち、省エネ効率が高く、費用対効果に優れているものと認められる事業に対し、総事業費の1/3を補助。
(補助実施主体：独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(「NEDO」) 事業名：「エネルギー使用合理化事業者支援事業」)

省エネ設備導入事例

A社倉庫・照明器具・変圧器の省エネ化
スーパー高効率アモルファス変圧器4台、H型照明器具約70台導入(倉庫3棟)

省エネ設備・技術導入の支援のイメージ

環境配慮型施設の取組事例

株式会社住友倉庫 大阪・南港東倉庫
(環境負荷低減対策)
太陽光発電システム 緑化

▶ 実績 ▶
第9回物流環境大賞「物流環境特別賞」(日本物流団体連合会)
平成20年度「環境保全優良事業者」(国土交通省近畿運輸局長)

緑化
屋上: 1400㎡、地上: 2.850㎡

太陽光発電システム
発電能力: 300kw(年間307万kw)
設置面積: 2,000㎡
年間96.8%のCO2削減を達成!

(4) 環境に優しい事業運営の推進

運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図る。

今年度は、全業種で150事業所の認証、トラックについては、今後2年間で運送事業者の10%に相当する事業所がグリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努める。



自動車運送関係事業者

< 具体的推進事項 >

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エコドライブの実施
- ・低公害車の導入
- ・自動車の点検・整備
- ・廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

海事関係事業者

< 具体的推進事項 >

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エネルギー効率の向上
- ・大気汚染物質の抑制のための取り組み
- ・船舶及び施設等の整備・点検
- ・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

【平成21年度の取り組み及び評価】

運送事業者の環境改善への取り組み意欲を向上させるグリーン経営認証制度の説明会を年4回(6月、9月、11月、1月)開催した。また、各種会議及びイベント等あらゆる機会を捉えて「グリーン経営認証制度」のパンフレットを配布するなど、認証登録事業者の拡大を図るとともにグリーン経営の普及に努めた。近畿2府4県の認証登録事業者は以下のとおりであり、今後も引き続き制度の普及を図っていく必要がある。

平成22年3月31日現在

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫
事業所	654	34	41	3	6	23	113

E M S (エコドライブ管理システム) の普及・支援

今年度は、改正EMS普及事業実施計画認定基準を周知し、多くの事業者が補助制度を活用し、機器導入の促進を図ることにより更なる環境改善に取り組む。



【平成 21 年度の取り組み及び評価】

E M S 普及事業講習会（平成 21 年 4 月 27 日、28 日）に参画し、広報活動を行った。また、5 事業者、633 台について E M S 普及事業実施計画認定を行ったが、今年度は認定基準が改正され厳しくなったことと、第 2 次募集が急遽取り消されたことにより実施計画認定申請がなされなかった。

自動車整備事業者等に対する顕彰

循環型社会形成に向け、環境対策に積極的に取り組んでいる事業場等を表彰し公表する「環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度」が、より一層多くの事業場等に拡大されるよう推進を図る。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

表彰事業者数 362 事業場

（局長表彰：122 事業場 支局長表彰：240 事業場）

過去 2 年連続して支局長表彰を受けた 122 事業場に対し、局長表彰を実施した。自動車整備事業者等の環境保全への意識が定着しつつあると考えられる。

優良自動車運送事業者に対する顕彰

平成 13 年 5 月に創設した優良自動車運送事業者表彰制度に基づき、低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図る。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

表彰事業者数 バス 6 事業者 タクシー 2 事業者 トラック 62 事業者

自動車運送事業者の環境対策への意識向上を図ることができた。

内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援策の推進

燃焼効率や推進効率を向上させる機器や運航効率を向上させる船体改造・改修など先進的な省エネ化の取り組みを支援することで、フェリーなどの海上交通の低炭素化を促進します。

海上交通低炭素化促進事業 H21年度2次補正
50億円

近年、景気の低迷等に伴い、フェリー等の海上輸送量が急激に低下、投資余力が急速に減退しているところ。他方、船舶による輸送は他の輸送モードに比べ環境対応が遅れており、先進的な省エネ化の取り組みを支援することで、フェリー等の海上交通の低炭素化を促進する。

船舶の高度な低炭素化に資する設備導入に対する補助【補助率 1 / 2】

他モードに比べ、低炭素化の遅れる海上交通について、省エネ効果の極めて高い機器の導入を補助することで海上交通の低炭素化を加速させる。

【対象機器等の例】

<p>・ 燃焼効率を向上させる機器 (例) 燃料改質器 CO2排出量 6~7% 主機関の改良 CO2排出量 5%程度 等</p> <p>・ 推進効率を向上させる機器 (例) プロペラボス取付翼 CO2排出量 5~7% 等</p>	<p>・ 運航効率を向上させる船体改造・改修 (例) 船首形状改良 CO2排出量 4~20% 船底の低摩擦化 CO2排出量 3~8% 等</p> <p>・ 既存船舶の中古船舶への買換え (省エネ効果のあるものに限定) CO2排出量 5% 等</p>
--	--



燃料改質器
着火性を改善し、燃焼速度を向上させ、燃料費を節約。



船首(水上部分)
船首形状の改良



プロペラボス取付翼
ハブ渦を消してエネルギー損失を低減

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

省エネ運航等合理化・輸送サービス向上に向けた取り組みの推進

国土交通省海事局が実施する実証事業について、管内フェリー事業者への周知、連絡業務等を分担し円滑な実証実験の実施に協力した。当局所管の全フェリー事業者（4社）の協力を得て、10隻のフェリーで実証実験を実施した。また、神戸運輸監理部管内内航運送事業者1社に運航の効率化・高度化又は輸送サービスの向上等活性化に資する効果の高い取り組みについて実証事業を行った。（プロペラボスキャップフィン取り付け、サンドブラスト（船舶錆取り用として砂粒状研磨剤を吹き付ける加工法）、低摩擦塗料塗装など）

平成 21 年度の実証実験結果等を踏まえ、平成 21 年度 2 次補正予算で海上交通低炭素化促進事業費補助制度が新たに設けられ、平成 22 年度において事業執行することとなっている。

スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進

電気推進システムを採用し、環境に優しく経済的な船舶（スーパーエコシップ（SES））の建造を促進するとともに、その他エネルギー使用合理化船舶の導入を推進することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

近畿運輸局管内の事業者において、平成 21 年度に 2 隻が就航し、平成 19 年度、平成 20 年度と合わせて 4 隻となった。全国的に見ると平成 21 年度末までに 12 隻のスーパーエコシップが就航し、今後も 7 隻の建造が決定していることから、スーパーエコシップの普及は着実に軌道に乗りつつあるが、在来船に比べ 2 割程度船価が上昇することから、補助制度の継続が望まれる。

船舶版アイドリングストップの推進

海上交通低炭素化促進事業補助制度等を活用し、船舶が停泊中に必要な電力を自家発電から陸上からの電力供給への転換を推進する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

実証実験の 1 つの取り組みとして、大阪南港 F 4 パースを発着する大型フェリーに陸上から大容量の電力を供給する陸電システムを導入した。平成 20 年度に当局が実施した調査検討からスタートした陸電システムの導入が実証実験の実施に至り、海上交通低炭素化促進事業補助制度の対象設備にもなった。環境省が実施する補助事業制度（チャレンジ 25）を利用した滋賀県浜大津港への陸電システム導入については、関係者と勉強会を開催する等精力的に動いたが、諸条件が整わず補助の応募は見送りとなったが、停泊中の船舶の環境対策としての陸電システムについて関係者の認識が深まった。

環境対策セミナーの開催

物流事業者や荷主企業を対象に環境対策セミナーを開催し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みの普及啓発を図る。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

物流事業者や荷主企業を対象に、国土交通省の環境対策における各種支援措置や神戸市のモ

ーダルシフト補助制度を紹介するセミナーを開催した。

H22.1.13 神戸市 参加 108 名

事業者が利用できる補助金・税制優遇制度などを紹介し、物流コスト削減とCO2排出量削減に向けた取り組みへの意欲を醸成した。

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行う。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

平成 21 年 9 月 14 日、平成 21 年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰を実施、三菱倉庫(株)大阪支店、阪神電気鉄道(株)・西大阪高速鉄道(株)、(株)カシックス、金田運輸(株)、琵琶湖汽船(株)・(株)空兵衛造船所の 5 事業(7 事業者)を表彰し、本表彰受賞者の取り組み事例を一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができた。

(6) 出前講座等による啓発活動の推進

出前講座の実施

1) 近畿運輸局の取り組み

小中学校における学習指導要領の改訂が平成 23 年度より完全実施され総合的な学習の時間が減少することから、総合学習支援の取り組みを一部見直し、高・大学生や一般市民を対象とした講座メニューを加えて、出前講座として取り組む。



出前講座テーマ一覧

分野	テーマ	対象者
組織	近畿運輸局の行政について	高校生以上
交通	地域公共交通の活性化・再生について	中学生以上
国際観光	ウェルカム ジャパン (ようこそ日本へ)	小中学生
観光	観光による地域振興とは	小中学生
環境	地球温暖化とは！	中学生
バリアフリー	バリアフリー学習	高校生以上
物流	物流ってな～に？	小中学生
	物流とは？	高校生以上
	倉庫業及び関連規則について	物流・倉庫関係者
	倉庫管理主任者講習会において倉庫業及び関連規則等についての倉庫の種類と果たす役割	物流・倉庫関係者
鉄道	人と地球環境にやさしい鉄道駅	小学生以上
	次世代に向けた鉄道技術	小学校高学年以上
	京阪神圏内の新たな鉄道ネットワークに向けて	小学生
	鉄道のしくみと安全について	小学生以上
自動車	事業用自動車の事故防止対策について	運送事業者、運行管理者、運転者
	指定整備事業に係る法令遵守体制について	指定自動車整備事業者
	自動車の点検整備について	一般の方
	自動車の検査・登録施設の見学	小学校高学年以上
海事	大型フェリーってどんなん？	小中学生
	海運の重要性和船員の仕事について	小中学生
	船ができるまで	小中学生
	船の検査と登録とトン数について	中学生以上
	マリンレジャーを安全に楽しもう～水上の運転免許証	中学生以上
	外国船舶監督官の仕事 (PSCってなんですか?)	中学生以上

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

近畿運輸局の取り組み

【総合学習講義実績】

小学校 3校 249名

中学校 3校 54名

【出前講座講義実績】

海上保安学校 1校 222名
 海洋高校 1校 14名

【施設見学実績】

- ・自動車検査登録及び検査場見学
 専門学校生 3校 80名、中学校 5校 40名、日本国際協力機構 研修生 11名
- ・青少年の海洋環境教室
 小学校 3校 104名、中学校 2校 59名
- ・親子で探検！造船所ってどんなところ？
 一般市民（親子） 15名
- ・練習船「海王丸」見学会
 中学校 1校 121名
- ・海からの環境学習（フェリー見学）
 小学校 1校 70名
- ・大阪市広報船「夢咲」体験航海
 中学校 1校 43名

中学生を対象として大阪市の広報船を使用した体験航海を実施し、地方自治体との連携を図ったほか、JICA（日本国際協力機構）の外国人研修員に対して日本の自動車検査制度の講義や見学を行うなど、運輸行政のPRのみならず、国際協力も行うことが出来た。

2) 神戸運輸監理部の取り組み

下表のテーマで、小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座・施設見学の取り組みを進める。特に、海運や造船、船員といった海事産業の理解を深めるために、海事副教材の作成、兵庫県内全小中学校への配布、みなと学習会の開催、出前授業を実施する。

出前講座テーマ一覧

	No.	講座名	対象者
総合	1	ものをほこぶ・ひとをはこぶ	小学生
海運	2	船ができるまで	小学生
	3	船員さんの仕事	小学生
	4	船乗り“とんとん”と海の安全と環境を守る仲間たち	小学生
	5	内航海運の役割と船員になるには	中学生
自動車	6	自動車のはなし	小学生 中学生
	7	不正改造の防止について ～不適切な改造を施した自動車は、社会の迷惑となっています～	高校生
バリアフリー	8	公共交通機関のバリアフリー化について	小・中・高校生 大学生・一般市民
環境	9	地球温暖化問題への対応について	
	物流	10	
		11	営業倉庫の種類と役割

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

- ・ 海事副教材の作成、教師用海事副教材の作成、授業用パワーポイント C D の作成
- ・ 上記教材の兵庫県内全小中学校への配付
- ・ 出前授業の実施
- ・ 施設見学について、関係機関と連携し広報の強化を図った。

前々年と比べ、海事副教材のリニューアルに加えて、教師用海事副教材、授業用パワーポイント C D の作成に取り組めた。みなと学習会は実施できなかったが、出前授業は前年度以上の実施ができた。

交通エコロジー教室

交通がもたらす環境への影響に対する理解と環境負荷の小さい移動のために個人がなし得ることの認識を深め、又、青少年を対象に海の交通が社会に果たしている役割、エコロジー面ではモーダルシフトが進められていること等への理解を深めるための教室を行う。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

1) 近畿運輸局の取り組み

H22.1.23 小学生の親子 20 組 49 人

みやこ 京・交通エコロジー教室 ~バス・地下鉄に乗って京都の魅力を再発見~

クルマの利用を控えることが CO2 削減に効果的であることを小学生に分かりやすく説明し、京都市内のラリーポイント 2~3 箇所を選定、同じコースをクルマで回る場合と比べて CO2 排出量がどれだけ削減できるかを確かめてもらった。また、天然ガス自動車での環境学習も行った。



2) 神戸運輸監理部の取り組み

H21.11.7 小学 5・6 年生の親子 18 組 36 人 ジャンボフェリー船内

二酸化炭素の排出量を減らすにはマイカーの使用を控えて公共の乗り物を利用することが大切であることを解説し、生活の見直しを考えてもらうきっかけになった。



エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行う。

エコドライブ 10 のすすめ

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 ふんわりアクセル「eスタート」 | 6 暖機運転は適切に |
| 2 加減速の少ない運転 | 7 道路交通情報の活用 |
| 3 早めのアクセルオフ | 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| 4 エアコンの使用を控えめに | 9 不要な荷物は積まずに走行 |
| 5 アイドリングストップ | 10 駐車場所に注意 |

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

自治体等が開催する各種イベント等において、啓発チラシを配布し一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行った。

3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO₂削減に向け、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取り組みについて、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられている。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

改正省エネ法に基づき、指定した特定輸送事業者の全てから定期報告書及び中長期計画書の提出を受けた。また、省エネ対策の実施状況を調査するため、特定輸送事業者 3 社に対して実態調査を実施した。

今後は、特定輸送事業者及び特定荷主の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有させることにより省エネ措置の確実な実施を図っていく必要がある。

特定輸送事業者数

平成 22 年 3 月 31 日現在

	貨物			旅客				計
	事業用トラック	自家用トラック	船舶	鉄道	バス	タクシー	船舶	
近畿	40	12	4	7	11	11	3	88
神戸	-	-	2	-	-	-	-	2

・大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められている。

このような状況において、CNGトラック・バス等の導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図る。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施する。

1．CNGトラック・バスの導入促進

（1）普及啓発活動の推進

近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会の活動予定

（継続事業）

- ・低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・低公害車普及啓発ツールの作成
- ・近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会ホームページの更新・充実
- ・荷主団体等に向けた低公害車普及促進に関する出前講座の実施
- ・低公害車PRコーナーの常設

【平成21年度の取り組み及び評価】

近畿管内事業用CNGトラック・バスの補助金申請件数 （単位：台）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
トラック	286	343	139
バス	6	2	2

注）トラックには特種車を含む

2．自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画書及び同実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を強化する。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用する。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

自動車使用管理実績報告書の提出促進を図るため、未提出事業者に督促するとともに、指導を行った。

自動車使用管理実績報告書の提出状況

(平成 21 年 3 月末現在)

	大阪府		兵庫県	
	対象事業者	提出事業者	対象事業者	提出事業者
バス	27	12	18	5
タクシー	164	105	98	79
トラック	563	234	210	99

自動車NO_x・PM法の改正（平成 20 年 1 月 1 日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車NO_x・PM法」）は、NO_xやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものである。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO_x及びPMの排出総量の削減に取り組んできた。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO_x及びPMによる大気環境は改善傾向にある。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にある。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されている。そのため、自動車NO_x・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとした。

局地汚染対策の概要

(1)重点対策地区の指定

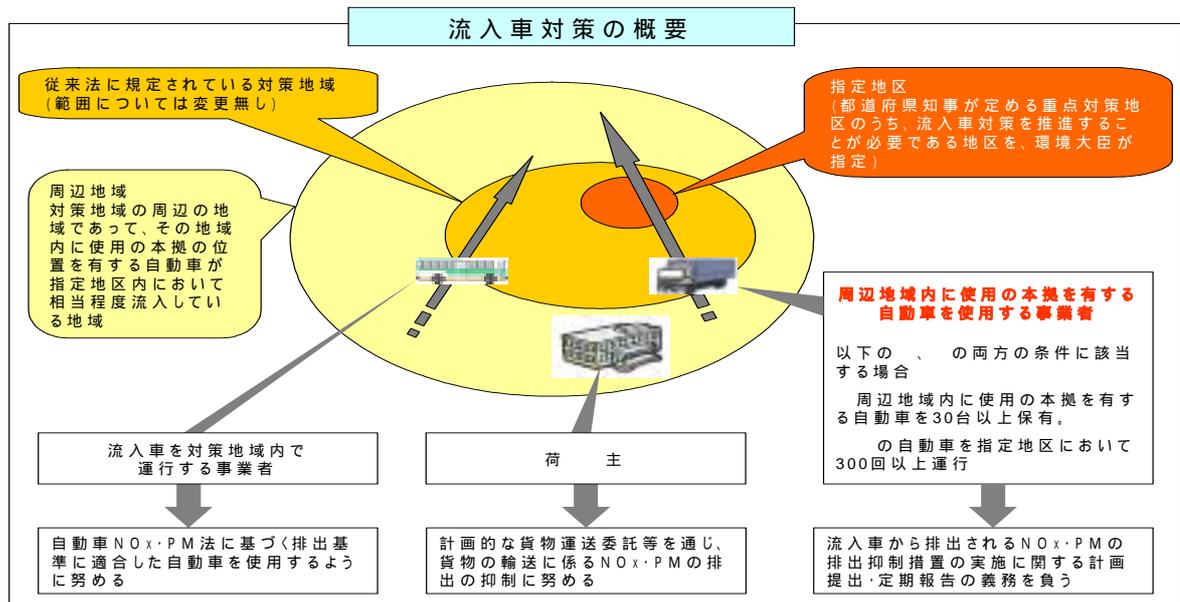
都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

(2)重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3)特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。



3. ディーゼル車の点検の実施等

(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

(重点実施期間：6月及び10月)

平成22年度においても、6月と10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーンを全国展開し、街頭検査の実施及び迷惑黒煙通報制度を活用し、更なる環境対策を推進するとともに、最新の排ガス規制に適合した排ガステスター（オパシメーター）を使用し、目に見えない浮遊粒子状物質（PM）についての検査も実施する。



【平成21年度の取り組み及び評価】

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

街頭検査実施結果

6月期	測定台数	85台、不適合台数	3台	
10月期	測定台数	76台、不適合台数	0台	
21年度合計		161台	3台	前年度不適合台数3台増
(20年度合計		286台	0台)	

迷惑黒煙通報件数

4月～10月期	通報件数	39件、通知件数	30件	
20年度4月～10月期		128件	109件	前年度通報件数89件減

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施及び迷惑黒煙通報制度を活用して、一般ユーザーに対しディーゼル黒鉛の有害性、改善対策等について周知するとともに、電光掲示板、チラシの配布等により広報活動を行った。また、街頭検査において黒鉛検査を行った結果、前年度より3台増加していることから、今後も車両の適切な保守管理を推進する必要がある。

(2) 市民黒煙モニター制度の活用

近年のディーゼル排出ガス規制の強化等により、著しく黒煙を排出する車両は減少しているものの、依然として黒煙を排出している車両が見受けられることから、平成22年度においても、近畿運輸局と地方自治体が連携して設置したモニター制度（大阪府は平成14年6月、兵庫県は平成13年6月設置）を活用して監視活動を実施し、著しく黒煙を排出している自動車の使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに車両の改善を促すこととする。

【平成21年度の取り組み及び評価】

大阪府、兵庫県とも通報、通知件数は減少傾向にある。通報された迷惑黒鉛排出車両の使用者に対しては、点検整備等の必要性を促すとともに、車両の改善をするよう指導を行った。

<大阪府のモニターからの通報結果>

	平成20年度	平成21年度	対前年度比(%)
通報件数	103件	34件	66.9%減
通知件数	86件	19件	77.9%減

<兵庫県のモニターからの通報結果>

	平成20年度	平成21年度	対前年度比(%)
通報件数	22件	14件	36.3%減
通知件数	13件	10件	23.0%減

市民モニターによる通報、通知件数は年々減少しており、近年の排ガス規制の強化及び啓発活動等による環境改善の効果は現れているものと思われる。しかしながら、依然として黒鉛を排出する車両があることから、更なる環境改善を推進するため、兵庫県のモニター数12名から新たに17名を委嘱し、29名体制で監視活動を行った。

4. 街頭検査の実施

自動車社会の秩序維持と安全確保、環境の保全のため、定期的に街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除を目指す。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置き、積極的に取り組むこととする。



【平成21年度の取り組み及び評価】

街頭検査の実施状況

回数	539回(うち燃料検査回数 20回)
検査台数	14,937台(うち燃料検査台数 132台)
整備命令交付台数	651台(うち燃料検査台数 0台)

平成 21 年度は街頭検査の充実・強化を図ったところ、検査目標台数 13,300 台に対して検査台数が 14,937 台（目標台数の 11%増）であり、その 4.3%が整備命令交付台数となった。

また、不正軽油使用の排除のための燃料検査を行い、検査台数の約 2.2%に適正燃料使用を促す警告書を交付した。

街頭検査で実施する騒音、排ガス検査を通して、自動車利用者に対する大気汚染問題に係る意識の高揚や啓発が図られた。

5 . 国道 4 3 号等の沿道における環境改善

国道 4 3 号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成 12 年 1 月の神戸地裁判決を受けて、同年 12 月に和解した。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成 14 年 10 月にあっせん申請がなされ、平成 15 年 6 月に、大型車の交通量低減のための調査、環境ロードプライシングの試行内容の充実、大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立した。

近畿運輸局としては、国道 4 3 号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NOx・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施する。

(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーンの実施

近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県のNOx・PM規制不適合車流入規制等の効果により、国道 4 3 号尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているものの、依然黒煙を排出している車両が見受けられることから、今年度においても更なる環境改善に向け、関係行政機関と協力のもと「尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーン」を積極的に推進する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーン街頭検査実施結果

実施回数 15回

検査台数 147台(うち黒煙検査 90台、不正軽油検査 76台)

整備命令 11台(うち黒煙関係 0台、不正軽油(警告) 3台)

整備命令11台については、球切れ等の車両の不具合によるものである。

今年度も毎月2回の街頭検査を計画し、ディーゼル黒鉛及び不正軽油等の検査を行った。雨天等により実施回数は15回となったが、147台について検査を行い、黒煙に関する整備命令件数が今年度においても0台であった。15年度の37台、16年度32台、17年度14台、18年度0台、19年度0台、20年度0台と4年連続整備命令件数が0件で、近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県の流入車規制の効果があるものと思われる。今後も尼崎地区排ガススクリーンキャンペーンを推進し更なる環境改善を図っていく。

(2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道43号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していく。

【平成21年度の取り組み及び評価】

国道43号・阪神高速3号神戸線における大気汚染改善に向け、第11回交通需要軽減キャンペーンを平成22年2月1日～28日まで実施し、トラック事業者等に阪神高速5号湾岸線への迂回を要請した。

トラック事業者や荷主企業等への継続的な要請活動により、国道43号周辺への環境改善に向けて迂回通行への認識が徐々に深まっているものと考えられるが、引き続き取り組みが必要である。



6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物や硫黄酸化物の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する適正な検査を実施する。

海洋汚染等防止法に基づく船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として、機関の維持管理状況を確認する。また、オゾン層破壊物質を含む設備の新規使用を禁止するため、定期的検査時に立入検査を行う。

【平成21年度の取り組み及び評価】

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物や硫黄酸化物の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する立入検査を実施し、79件の欠陥を指摘し改善指導を行なった。

立入検査実績 700隻(近畿運輸局 415隻、神戸運輸監理部 285隻)

内航船等の定期的検査時に立ち入り検査を実施した船舶に使用されているオゾン層破壊物質設備について「立入検査記録簿」を交付した。

立入検査実績 151隻(近畿運輸局 104隻、神戸運輸監理部 47隻)

外国船舶に対する大気汚染問題への取組みは、平成17年5月19日からポートステートコントロールにおいて、オゾン層破壊物質等船舶からの排出規制に関する大気汚染防止設備及び燃料油の適合性に関する検査を行っており、最近の世界規模での地球温暖化やCO2排出規制の高まりを受けて、船舶の所属国や外国の船員にも環境意識が浸透してきているが、検査においては欠陥の指摘がみられた。指摘した欠陥について指導の結果、大気汚染防止に関する認識を高めさせることができた。内航船等に立入検査記録簿を交付することにより、オゾン層破壊物質新規使用の禁止を周知するとともに新設を防止する効果があった。

・循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組むこととする。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても引き続き、永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にする。

自動車リサイクル法

(「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト(移動報告)制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正(平成14年7月公布、同17年1月1日から施行)

概要

- ・登録自動車の永久抹消登録(法第15条)及び一時抹消後の解体届出(法第16条)は、自動車リサイクル法の使用済み自動車の処理状況を報告した「移動報告(電子マニフェスト)」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行う。

【平成21年度の取り組み及び評価】

自動車重量税還付制度については、還付金の計算方法、還付時期等問い合わせが多く、これに対応するため、国税局と連携し、運輸支局等における手続きの際には、国税局作成のリーフレットを申請者に配布し、また、事務所内に掲示するなどしてユーザーに対する周知を図った。特に、リーフレットについては、より分かりやすい内容にするため、国税局と調整を行いリニューアルした。一時抹消登録車両の大量所有者の大幅な減少や、最終的な処分について解体の割合が輸出に比べて増加している等の最近の現状から、一時抹消登録後の適正な解体処理が進んでいると思われる。また、これらのことから自動車重量税還付制度の適正な運用がなされてきていると考えられる。

(2) 自動車整備事業者における対応

自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

自動車リサイクル部品情報の充実、リサイクル部品の安全評価・粗悪部品の排除を目的とした「自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン」の関係者への周知を図る。

また、「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」の活動等を通じ、引き続きリサイクル部品の利用促進を図る。

なお、自動車リサイクル法に伴う自動車リサイクルを適正かつ円滑に実施するため、自動車整備事業者に課された役割の着実な履行とリサイクル部品の利用促進を指導する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

研修等を通じリサイクル部品の利用促進、業者登録の指導を行った。自動車分解整備事業者等に対し、リサイクル部品の利用促進を自動車ユーザーに働きかけるよう周知ができた。

(整備主任者研修 103回、自動車検査員研修 91回)

自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン(国土交通省平成14年3月公表)

概要

自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際の注意事項、リサイクル部品の品質確保のための確認事項、自動車ユーザーへの対応事項についてとりまとめたもの。

- ・リサイクル部品発注時、部品供給事業者への正確な情報(自動車検査証及びコーション記載事項等)の伝達
- ・リビルト(再生)部品使用時、部品供給事業者のリビルト作業内容の確認(部品の分解、修理、検査等)
- ・リユース(再利用)部品利用時の最低限実施すべき点検項目の確認
- ・リビルト部品及びリユース部品の保証期間、保証内容の確認
- ・自動車整備事業者等が自動車ユーザーへ果たす役割

自動車分解整備事業者等に対する業者登録の指導

自動車分解整備事業者に対し、引取業者及びフロン類回収業者として登録の上、自動車リサイクル法に基づき適正処理を実施するよう指導していく。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

- ・近畿管内の業者登録状況

引取事業者 11,221 事業者、フロン回収業者 2,746 事業者

自動車分解整備事業者等に対し、引取業者及びフロン回収業者としての登録と、自動車リサイクル法に基づく適正処理を実施するよう指導できた。

フロン回収破壊法

(「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」)

平成 13 年 6 月公布、自動車のフロン類の回収・破壊については同 14 年 10 月 1 日から施行)

概 要

- ・自動車に搭載されているエアコンディショナー(第 2 種特定製品)の引取り及びフロンの回収を業として行おうとする者は、知事の登録が必要
- ・第 2 種特定製品引取業者及び第 2 種フロン類回収業者等は、自動車フロン類管理書の保存が必要
- ・自動車を運行の用に供する者は、フロン類の回収・破壊等に伴う費用を負担

2 . F R P 船リサイクル



F R P 船リサイクルの推進

関西地区廃船処理協議会等において、地域の沈廃船処理に関する意見交換を図り、一般ボートユーザーに対する本システムの周知広報活動及び利用促進並びに地方自治体による廃船処理における本システムの活用を促進する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

地方自治体に対し、沈廃船処理における本システムの活用及び一般ボートユーザーに対する周知広報活動の協力を依頼した。特に一般ボートユーザーに対する有効な情報ツールとして期待される自治体HP、市報等の広報誌への掲載を強く要請した。一般ボートユーザーが集まる関西ボートショ - 等のマリン関連イベントを通じて本リサイクルシステムに関する啓発活動を図ることができた。一定の理解が得られていると思料される。自治体へ協力要請しているHPへの掲載は増加傾向である。近畿地区における平成 2 1 年度リサイクルシステムの利用実績は、2 0 7 隻(自治体 1 1 0 隻、一般 9 7 隻)であり、昨年度に比べ 8 2 隻(自治体 3 5 隻、一般 4 7 隻)利用が増加しており、一定の理解が定着しつつあると思える。

・海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされている。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組むこととする。

1. 海洋汚染問題への取り組み

外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船をはじめ、事故を惹起する蓋然性の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行う。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図る。

実施目標隻数：785隻（近畿運輸局 500隻 神戸運輸監理部 285隻）

【平成21年度の取り組み及び評価】

海難等により海洋汚染に与える影響がより重大なタンカー及び危険物ばら積み船や、事故率の高い老朽船、P S Cにおいて欠陥指摘の多い国籍の船舶及び海外に売船される中古船舶等、海洋環境保全のため、事故の未然防止に重点をおいたP S Cを実施した。油や有害液体物質等の海洋汚染に関する欠陥について指摘し、是正指導を実施した。ポートステートコントロール（P S C）の強化重点を絞ったP S Cを実施した結果、欠陥の指摘及び是正指導隻数が多くあり、海洋汚染の防止を実現した。P S Cを行う外国船舶監督官に対して、研修を実施して、海洋汚染に関する専門的知識の習得とスキルアップを図った。

検査実績 700隻（近畿運輸局415隻、神戸運輸監理部285隻）

欠陥指摘 213隻（近畿運輸局132隻、神戸運輸監理部 81隻）

海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の検査を実施する。

【平成21年度の取り組み及び評価】

海洋汚染防止設備義務船に関し定期的検査を実施しているところであるが、検査対象外の内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施した。油による海洋汚染は社会的にも影響が大きく、立入検査を実施し海洋汚染防止設備の保守・管理、廃油の処理・管理状況をチェックすることは海洋汚染防止に有効であった。

立入検査数 63隻（近畿44隻、神戸19隻）

廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により、廃油の適正な処理が行われるよう指導する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

廃油処理事業全事業者に対し立入検査を実施し、点検指導を行った。廃油処理事業者の処理状況・管理状況に関して立入検査を実施することは、廃油処理が適正に行われることに効果があった。

立入検査数 近畿（12） 神戸（4）

油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う、「油濁防止管理者」を養成する講習を実施する。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

平成 22 年 2 月 1 日～2 日に神戸運輸監理部において、油濁防止管理者養成講習を実施した。油濁防止管理者養成講習を開催し油濁防止管理者を養成したことは、事業者及び管理者が海洋環境の維持・向上のための知識を習得するのに一役を担っている。

受講者 22 名（修了者 21 名）

入港外航船舶への P I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられている。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図る。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

管内に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶に対して、船舶代理店からの入港通報に基づき船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し、保障契約を締結していない船舶等に対して、行政命令を発出した。

・立入隻数 477 隻（近畿運輸局 261 隻、神戸運輸監理部 216 隻）

・命令発出隻数 6 隻（近畿運輸局 3 隻、神戸運輸監理部 3 隻）

（内訳）

航行停止命令 0 隻（近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻）

保障契約締結命令 1 隻（近畿運輸局 1 隻、神戸運輸監理部 0 隻）

証明書備置命令 5 隻（近畿運輸局 2 隻、神戸運輸監理部 3 隻）

2. プレジャーボート関係利用環境対策

プレジャーボート等の利用適正化に向けた取り組みとして、引き続き関西舟艇利用振興対策連絡会議の充実を図り、関係者との意見・情報交換を行うと共に、必要な対応の検討を進める。また、水上バイクの安全利用等を推進する団体であるNPO法人PW安全協会等と連携し、水域利用に関するルール・マナー啓発活動を実施していく。併せて、マリンレジャー愛好者が集まるイベント等にて、地域の水域利用環境等の問題に対して啓発活動を行っていく。

【平成 21 年度の取り組み及び評価】

平成 22 年 3 月、関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、関係官庁・自治体、並びに、水上バイクの安全利用等を推進する団体であるNPO法人PW安全協会等とプレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行ったほか、関西ボートショー等のイベントにおいて各種啓発活動を実施した。また、淀川一津屋地区の水上バイクの利用実績等について、PW安全協会等、関係団体と情報の共有等に努めた。

関西舟艇利用振興対策連絡会議における関係官庁、自治体ほか関係団体との情報交換等により、最新のプレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する情報の把握をすることができた。また、淀川一津屋地区の水上バイク利用実績等、個別の地域における影響等について現状の把握が進んだ。引き続き、一般ユーザーへの更なる啓発が必要と考える。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通環境部 環境課】

〒540 - 8558

大阪市中央区大手前4 - 1 - 76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06 (6949) 6466

F A X 06 (6949) 6169

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650 -0042

神戸市中央区波止場町1 - 1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078 (321) 3145

F A X 078 (321) 3474

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kobe/>